

赤穂市 スポーツ推進計画



赤穂市教育委員会

はじめに

本市は、平成23年の「スポーツ基本法」の成立、施行を機に、“健康とスポーツを新機軸としたスポーツ先進都市”を目指し、平成24年2月に「スポーツ都市宣言」を行いました。

宣言以降、グラウンドゴルフや軟式野球などを楽しむことができる「赤穂元禄スポーツセンター」、人工芝多目的グラウンドを備えた「赤穂海浜スポーツセンター」、バスケットゴールや健康遊具、スケートボード台などを備えた「みなとひろば」を開設するなど、競技スポーツから生涯スポーツにいたるまで、様々なスポーツ活動の場を整備してきました。

また、市民の総力を結集して平成23年から始めた「赤穂シティマラソン大会」は、今や全国各地から5,000名を超えるランナーを迎える本市最大のスポーツイベントとして、忠臣蔵のふるさと播州赤穂の魅力を発信するとともに、市民の健康増進にも大きな役割を果たすようになりました。

スポーツは、市民一人ひとりが生涯を通じ、健康づくりや生きがいづくりを進めるうえで欠かせないものであり、様々なスポーツ活動を通じて人と人とがふれあい、豊かで明るいまちづくりを進めるうえでも重要な役割を担っています。

本計画では、“健康とスポーツを新機軸としたスポーツ先進都市～スポーツのある暮らし～”を基本理念に、「人づくり」、「仲間づくり」、「まちづくり」の3つの視点から、する、みる、支える、スポーツの充実に向けて、今後5年間、具体的施策等に取り組むこととしております。

計画の推進にあたりましては、市民の皆さまや、関係団体、各関係機関との連携、協力を図りながら、基本理念の実現に向けて取り組んでまいり所存でありますので、皆さまのご支援をよろしくお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたりご尽力をいただきました赤穂市スポーツ推進計画検討委員会の皆さまをはじめ、アンケートにご協力をいただいた多くの市民の皆さま、関係機関ならびに関係団体の方々に対しまして、心より感謝申し上げます。

令和3年3月

赤穂市教育長 尾上慶昌

目 次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 本計画における「スポーツ」の定義・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 スポーツを取り巻く環境

- 1 社会情勢の変化とスポーツとの関係・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 赤穂市の地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 赤穂市のスポーツの現状と課題・・・・・・・・・・・・ 7

- 1 成人・生涯スポーツ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 子どものスポーツ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 高齢者のスポーツ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 4 障がい者のスポーツ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 5 競技スポーツ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 6 スポーツ施設・スポーツ情報・・・・・・・・・・・・ 17

第4章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

- 1 スポーツ推進の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 2 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 3 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第5章 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

- 1 多様な参加ができる「する」スポーツの充実・・・・・・・・ 28
- 2 魅力ある「みる」スポーツの充実・・・・・・・・・・・・ 33
- 3 感動を分かち合う「支える」スポーツの充実・・・・・・・・ 35
- 4 気軽に利用できる「場所」の充実・・・・・・・・・・・・ 37

5	スポーツを「する」「みる」「支える」きっかけづくりのための 「情報」の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	39
第6章	重点プロジェクト・・・・・・・・	40
1	学校体育施設活用プロジェクト・・・・・・・・	41
2	総合型地域スポーツクラブ育成プロジェクト・・・・・・・・	42
3	子どものスポーツ推進プロジェクト・・・・・・・・	43
4	健康体力向上プロジェクト・・・・・・・・	44
5	スポーツシーン創出プロジェクト・・・・・・・・	45
6	スポーツ情報による交流プロジェクト・・・・・・・・	46
7	スポーツ団体協働プロジェクト・・・・・・・・	47
第7章	期待される役割・・・・・・・・	48
1	行政・団体・・・・・・・・	48
2	市民・関係機関・・・・・・・・	49
参考資料	・・・・・・・・	52
1	赤穂市スポーツ推進計画検討委員会設置要綱・・・・・・・・	53
2	赤穂市スポーツ推進計画検討委員会委員名簿・・・・・・・・	54
3	計画策定の経過・・・・・・・・	55
4	赤穂市スポーツ推進計画目標指数一覧・・・・・・・・	56

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

市民が明るく豊かな生活を実現するためには、生活の一部にスポーツを取り入れ、生涯にわたって楽しむことが重要であり、本市は平成24年2月に行ったスポーツ都市宣言や、同年3月に策定した「赤穂市スポーツ推進計画」のもと、今日までスポーツの振興に取り組んでまいりました。

これからの「人生100年時代」の到来の中、子どもから高齢者まで全ての市民が心身共に健康で、元気に活躍できる社会をつくるためには、市民一人ひとりが目的に応じて、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けて、多様化した課題やニーズに対して、積極的、総合的に取り組む必要があります。

この度、2030赤穂市総合計画の策定を受け、生涯スポーツ社会とスポーツ先進都市の実現に向けたスポーツ環境の一層の推進を図るため、本計画を改定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法に基づく「スポーツ基本計画」※に掲げられている基本方針や取り組むべき施策を踏まえ、「赤穂市総合計画」※及び「赤穂市教育振興基本計画」※に示しているスポーツ分野の施策をより具体化するものとして位置づけています。

3 計画の期間

本計画は、平成23年度（2011年度）に策定し、以降は5年ごとに改定を行っています。今期の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

4 本計画における「スポーツ」の定義

本計画では、「スポーツ」を幅広く捉え、競技種目だけにとどまらず、散歩やジョギング、レクリエーション、幼児の遊びなど、競技レベルや内容に関係なく身体を使った運動の全てを含んでいます。

※ 「スポーツ基本計画」

スポーツ基本法に基づき、スポーツに関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力義務等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたものです。

※ 「赤穂市総合計画」

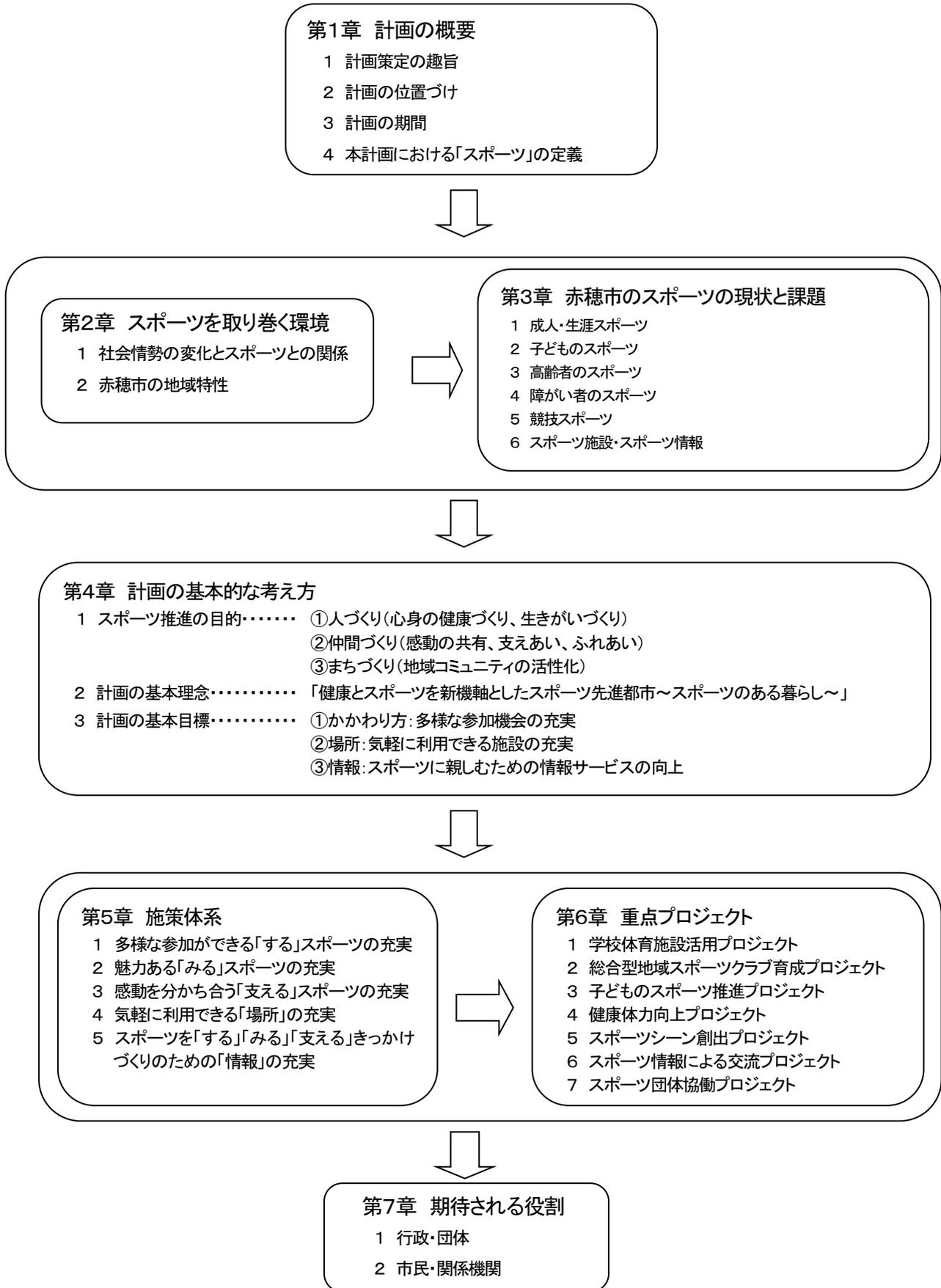
総合計画は、長期的なまちづくりの基本的な方向性を定めたもので、市政運営の指針となるものです。

総合計画は、前総合計画との継続性に配慮しつつ、令和12年（2030年）を目標年次とし、それに至る10年間を計画期間としています。

※ 「赤穂市教育振興基本計画」

教育基本法、赤穂市総合計画に基づく、赤穂市の教育の中期的な取り組みの考え方や、具体的な施策を示す基本的な計画のことです。

図表 1 計画の達成図

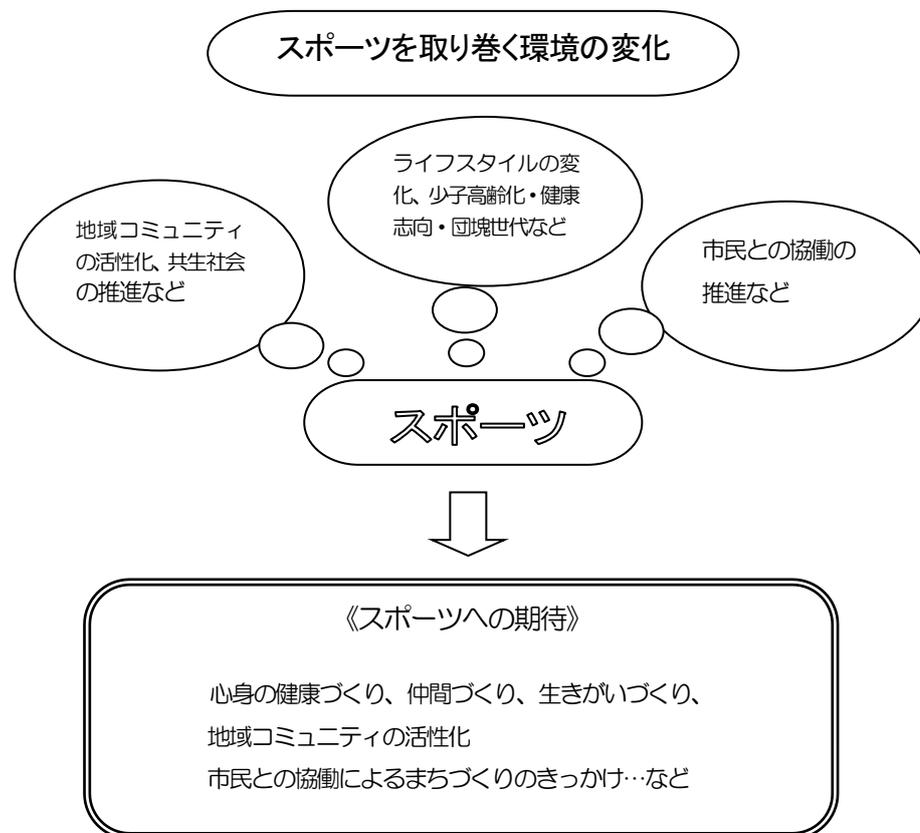


第2章 スポーツを取り巻く環境

1 社会情勢の変化とスポーツとの関係

ライフスタイル*の変化や少子高齢化の進展など、社会情勢が大きく変化し、地域コミュニティの活性化、共生社会*の推進、市民との協働の推進などの取り組みが求められる中で、こころの豊かさや充実感をもたらしてくれるものとして、スポーツへの関心や期待が高まっています。

図表 2 社会情勢の変化とスポーツとの関係



※ ライフスタイル

生活の様式・営み方や、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のことです。

※ 共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会を指します。

(1) SDGs※への役割

スポーツは、SDGsにおいて、世界的な課題に取り組んでいくための必要不可欠なツールであるとされています。目標の1つである「すべての人に健康と福祉を」では、運動とスポーツを行うことは健康問題の解決につながり、さらに「質の高い教育をみんなに」の目標においては、運動・スポーツによって就学率や出席率、成績を高めることができるとされています。

これらSDGsの達成に向けて、社会におけるスポーツの価値のさらなる向上に取り組んでいくことが必要です。

(2) 地域コミュニティの活性化

急速な人口減少及び少子高齢化・核家族化とスマートフォンやインターネット等の情報化や都市化の進展にともない、地域の人と人とのつながりが希薄になり、近所づきあいによる相互扶助や地域コミュニティの働きが低下しています。そうした中でスポーツへの参加による交流や連帯感は、地域コミュニティの活性化につながるものとして期待されています。

(3) 共生社会の推進

共生社会の理念の広がりとともに、スポーツのもつ価値は多様化してきています。これからは、スポーツの推進においても、共生社会の推進が不可欠になってきます。

(4) ライフスタイルの変化と生活の質の向上

近年、ライフスタイルの変化にともない、市民の価値観やニーズが多様化してきています。その中で、「もの」ではなく「こころ」の豊かさを求める傾向として、週末の過ごし方の変化、健康に気を使いながらも食事を楽しむライフスタイルなど、生活の質の向上に向けた取り組みがなされています。その一つとして、スポーツへの関心や期待が高まっています。

(5) 少子高齢化・人口減少社会への対応

今後、ますます少子高齢化が進展することから、誰もがスポーツに親しみ、スポーツを通じて子どもの心身の育成や高齢者の健康の保持増進を図り、活力のある地域社会を築くことが求められています。

また、人口減少社会の中、スポーツを地域資源として捉え、交流人口の増加や地域産業の活性化を図ることが求められています。

(6) 健康志向への対応

健康に対する意識の高まりを受けて、国は「スポーツ基本計画」とともに「健康日本21」※を策定し、健康づくり運動の推進により運動を日常生活の中に取り入れようとしています。その中で、スポーツは健康づくりとともに、国民の元気な生活環境づくりに大きな役割を果たしています。

(7) 団塊世代※への期待

団塊世代の人たちが充実したセカンドライフ※を地域で過ごしていくにあたり、スポーツは共通の趣味となりやすいことから、地域参加へのきっかけとなることが求められます。また、団塊の世代がこれまでに培った経験や知識が、様々なスポーツとのかかわりの中で活用されることも期待されています。

(8) 市民との協働の推進

近年、NPO*やボランティアなどの市民の自主的な活動が活発になっています。こうした活動の中には、スポーツに関するものも多くみられます。多様なニーズや課題に対応し、効果的・効率的な施策を展開するには、行政だけでなく、市民一人ひとりやNPO、スポーツ団体などとの役割分担のもと、連携・協働を進めるとともに、スポーツ推進のための全市的な体制を築くことが求められています。

(9) 感染症等への対応

新型コロナウイルス感染症等の発生、拡大防止策による外出自粛や施設の利用制限に伴い、運動不足に陥りやすい状況にあります。運動不足は、肥満や生活習慣病のリスクを高め、精神面においてもストレスの蓄積など、心身の健康を維持する上で支障をきたす恐れが高まります。特に中高年齢者にとっては体力の低下や生活習慣病の発症、生活機能の障害を防止するため、意識的に運動・スポーツに取り組むことが重要となってきます。

こうしたことを踏まえ、関係機関との連携のもと、感染症等への感染リスクを軽減しつつ、スポーツ活動の推進を図っていくことが求められています。

※ 健康日本21

従来の病気の早期発見、早期治療から、健康を増進し発病そのものを予防することを重視した国民健康づくり運動のことです。

※ 団塊世代

昭和22年から昭和24年の第一次ベビーブーム時代に生まれた世代で、他世代に比較して人数が多いことからいわれています。

※ セカンドライフ

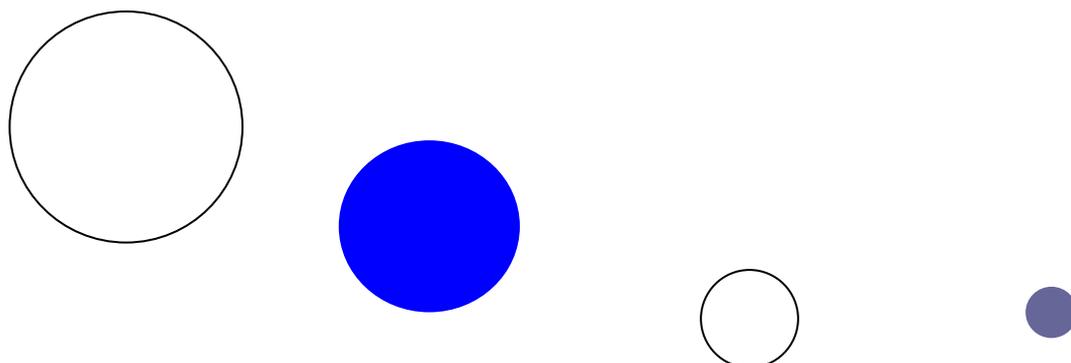
第2の人生、特に、定年退職後の人生をいいます。

※ NPO

Non-Profit Organizationの略で、ボランティア団体や市民活動団体など、利益を目的としない組織や、非営利組織をいいます。

※ SDGs

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略で、国連加盟193国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。



2 赤穂市の地域特性

本市は、兵庫県の南西部、岡山県との県境に位置し、産業や交通の基盤が充実していることから、県内外の地域との交流や相互の連携が行いやすい立地条件にあります。

市内には、清流千種川や瀬戸内海国立公園など、豊かな自然環境に恵まれているほか、国指定史跡の赤穂城跡や義士ゆかりの史跡が点在する、「自然と歴史に育まれ、笑顔と希望あふれる活力のあるまち」です。

また、野球場・陸上競技場・テニスコートを備えた城南緑地運動施設や、室内プール・武道館を備えた市民総合体育館をはじめ、市内9地区にある地区体育館、少年野球場・サッカー場・ターゲットバードゴルフ場・多目的グラウンドなどを備えた河川敷運動施設や、全天候のサッカーグラウンド・多目的グラウンドを備えた赤穂海浜スポーツセンター、多目的グラウンドの赤穂元禄スポーツセンター、テニスコート・多目的広場を備えた海浜公園など、多くの公共のスポーツ施設があります。



市民総合体育館



赤穂海浜スポーツセンター



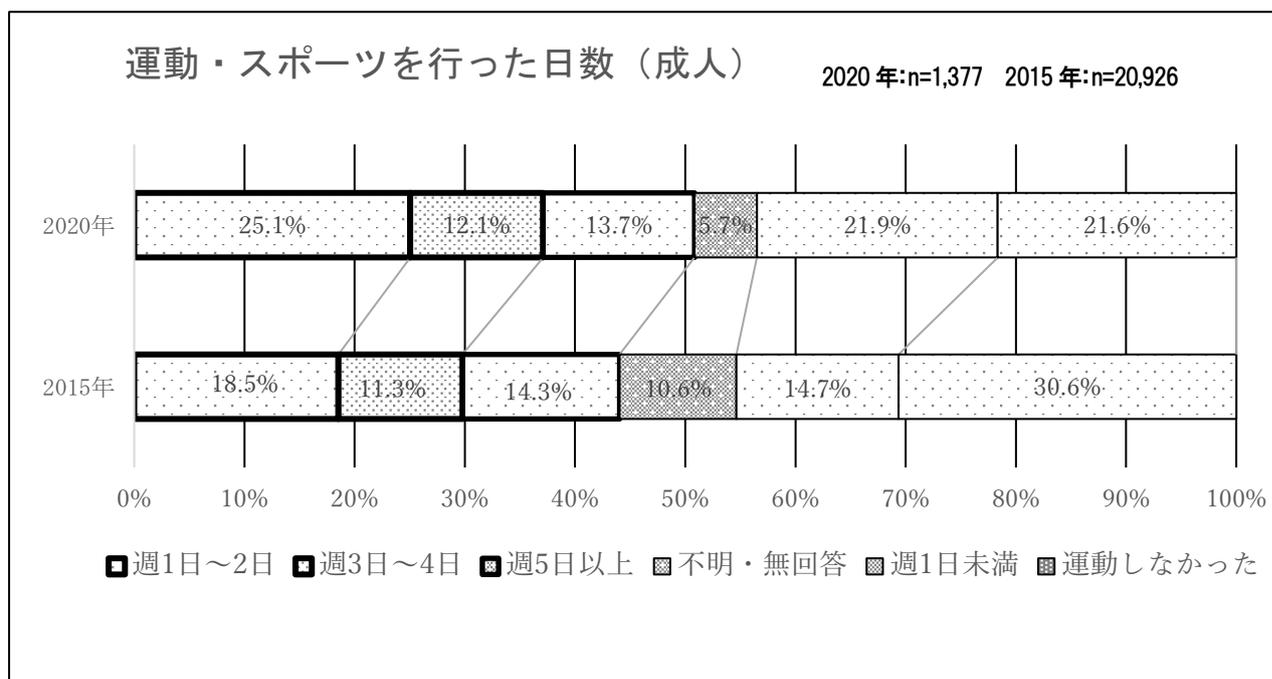
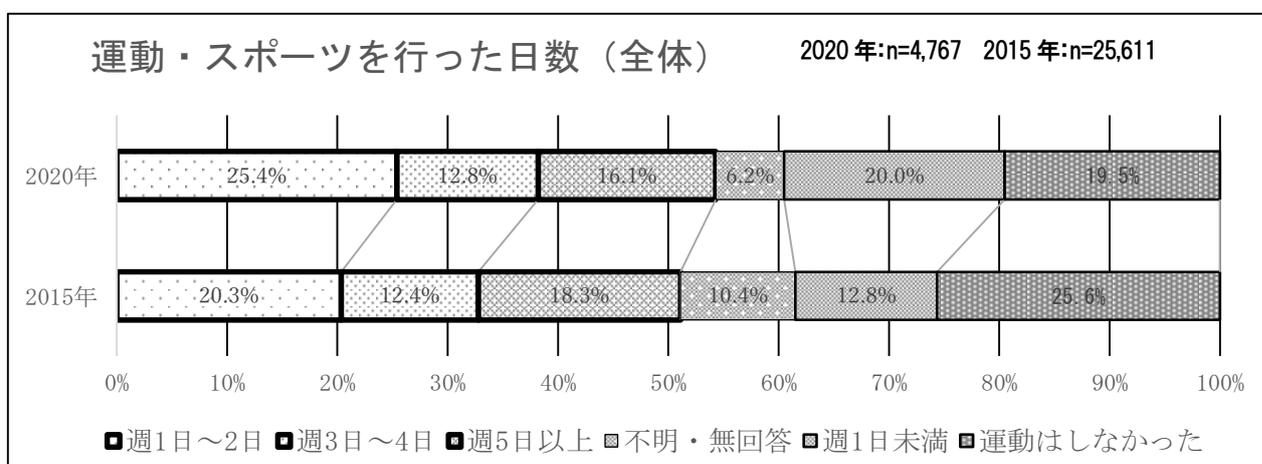
赤穂元禄スポーツセンター

第3章 赤穂市のスポーツの現状と課題

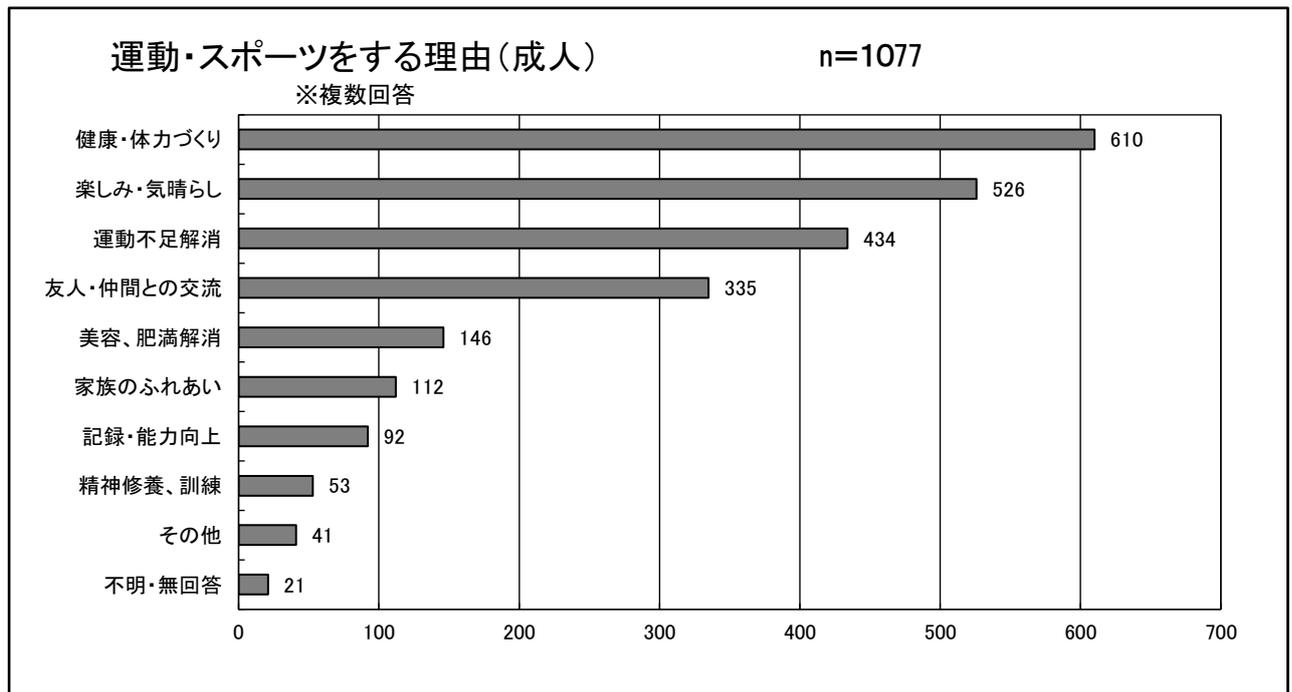
1 成人・生涯スポーツの現状と課題

2020年に行った市民意識調査「赤穂市のスポーツに関するアンケート」の結果によると、週1回以上運動を行った市民の割合は54.3%（5年前調査51.1%）であり、赤穂市教育振興基本計画の目標である50%に達しました。

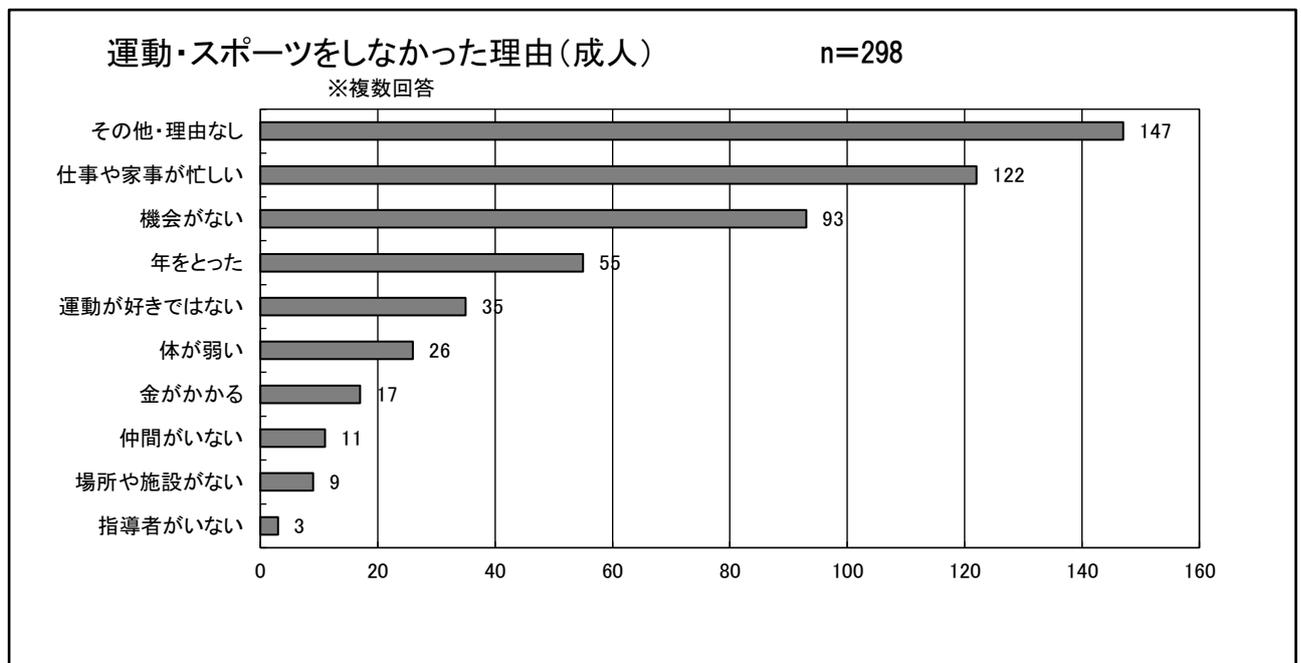
しかし、成人の割合は、50.9%に止まり、5年前の調査（44.1%）からは伸びたものの、国のスポーツ推進基本計画の目標である65%程度（成人の週1回以上のスポーツ実施率3人に2人）には及んでいません。



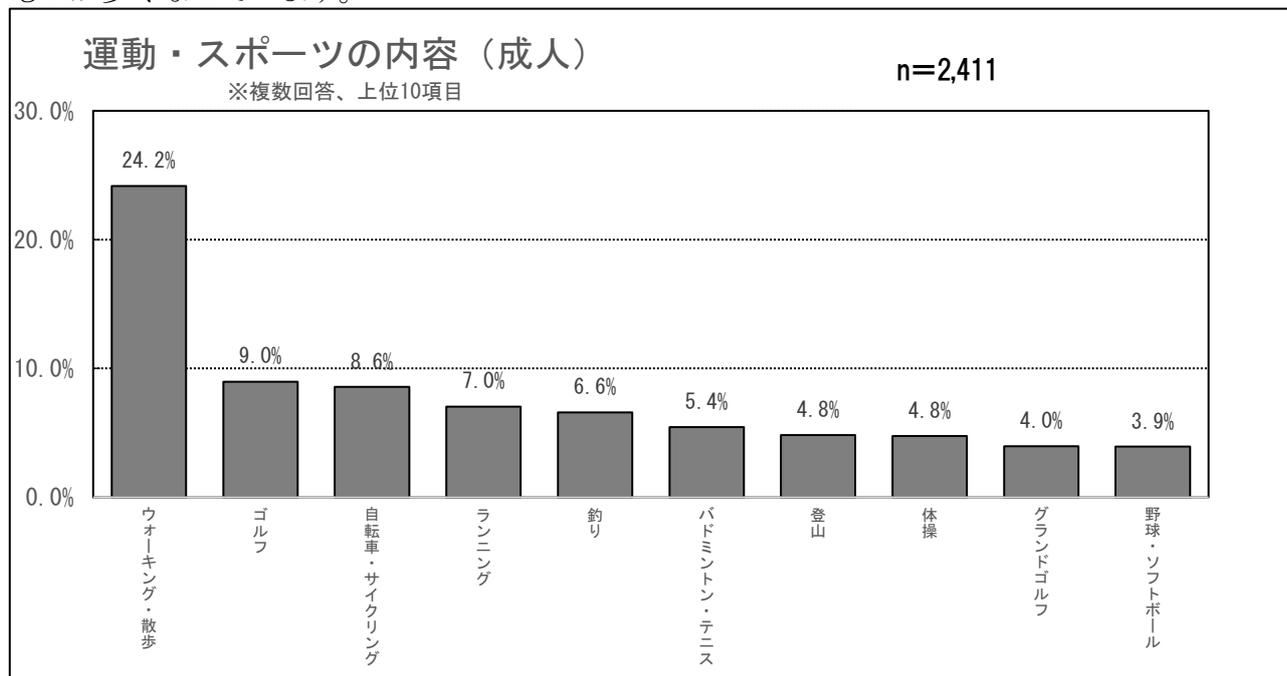
運動・スポーツをする理由としては、「健康・体力づくり」や「楽しみ、気晴らし」が多く、続いて「運動不足解消」や「友人・仲間との交流」となっています。



一方、運動・スポーツをしなかった人は21.6%、週1日未満の人は21.9%となりました。運動、スポーツをしなかった理由としては、「仕事や家事が忙しく時間がない」が最も多く、続いて「機会がなかった」などとなっています。



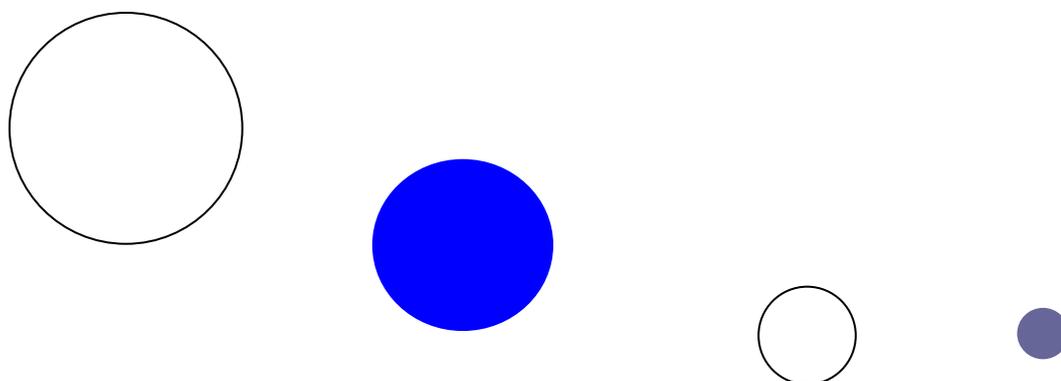
また、運動・スポーツの内容では、約4人に1人が「ウォーキング・散歩」と回答し、以下、ゴルフ、自転車・サイクリング、ランニングと、個人や比較的少人数で気軽に行うことができるものが多くなっています。



スポーツには、競技としてルールに則り他者と競い合い自らの限界に挑戦するものや、健康維持や仲間との交流など様々な目的があります。

スポーツの価値の中核は、スポーツを通して皆が「楽しさ」や「喜び」を得ることであり、スポーツは決して一部の人のものではなく、各人の適性や関心に応じて行うことができる「みんなのもの」であると言えます。

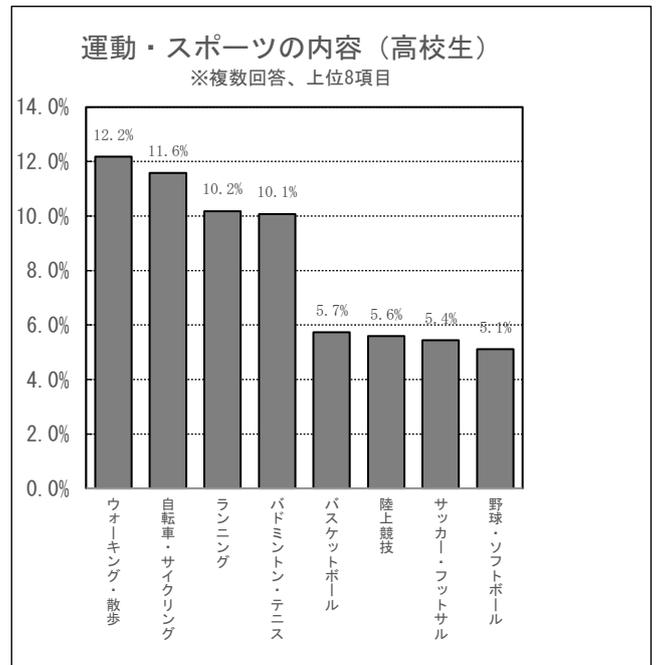
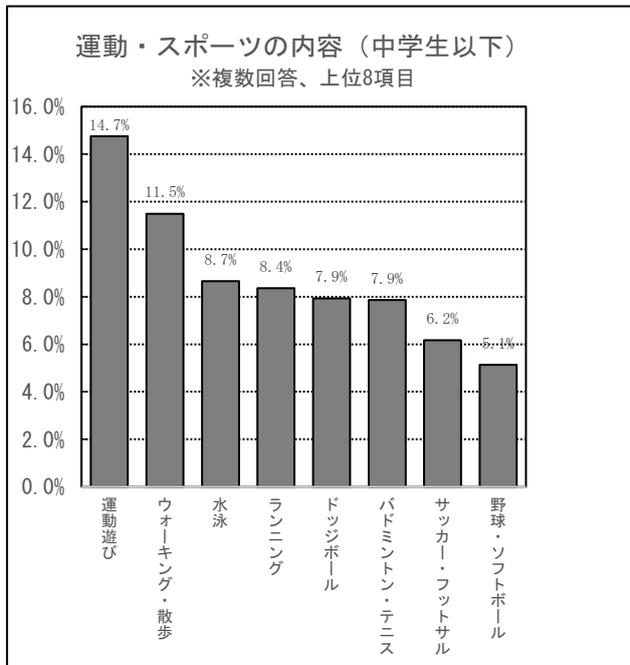
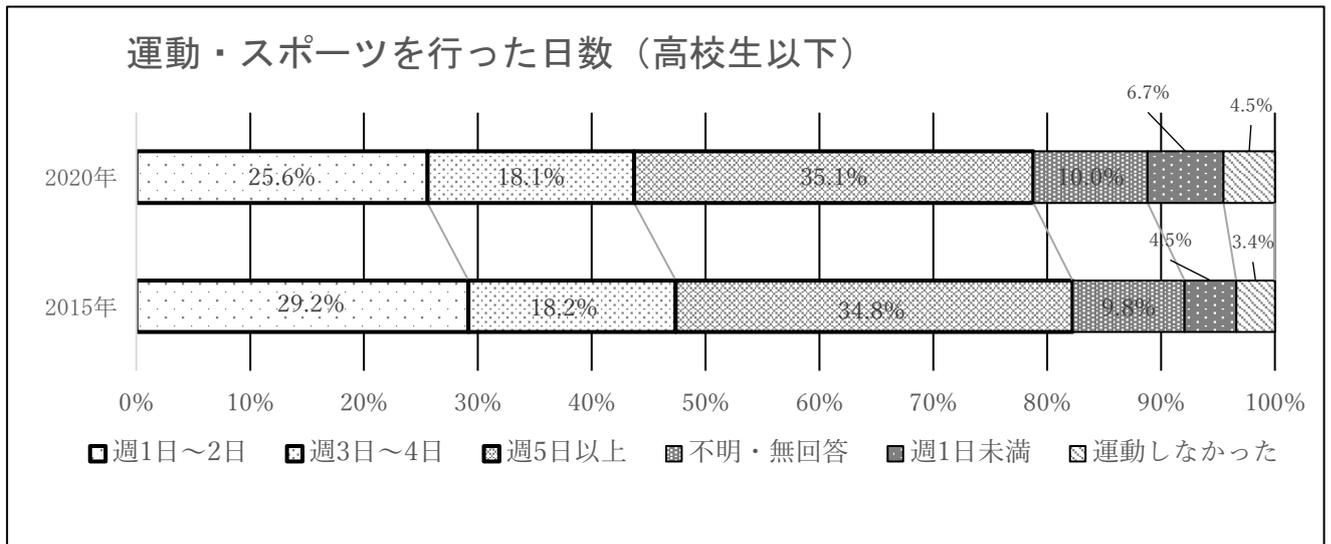
生涯を通して市民の誰もがスポーツの価値を享受できるよう、市体育協会や市スポーツ推進委員会等との連携のもと、市民のスポーツ意欲の喚起を図るとともに、個人のライフステージに応じて気軽に、継続的にスポーツに親しむことができる環境整備や、活動の機会を積極的に提供していく必要があります。



2 子どものスポーツと体力の現状と課題

「赤穂市のスポーツに関するアンケート」の結果を中学生以下でみると、週1回以上運動・スポーツを行った割合は78.8%となっており、5年前の82.2%からわずかに減少しました。

中学生以下の運動・スポーツの内容では、運動遊び（鬼ごっこやかくれんぼなどの校庭や公園での外遊びの延長）が最も多く、続いてウォーキングや水泳などとなっています。高校生では、ウォーキングや自転車・サイクリング、ランニングといった健康づくりのための運動が多く行われています。



体力・運動能力の面では、5年前、10年前と比べて、学年、性別によってばらつきがあるものの、「投げる」「握力」といった能力に低下が見られ、総体的に全国平均よりも低くなっています。

体力・運動能力 比較表<小学生>

区分		50m走(秒)	反復横跳び (点)	ソフトボール 投げ(m)	握力(kg)	
4年生	男子	令和元年	9.89	40.10	19.83	13.22
		平成26年	9.68	39.11	20.40	13.30
		平成16年	9.80	38.20	21.90	13.60
		全国平均	9.61	39.95	19.84	14.64
	女子	令和元年	10.14	38.49	12.75	12.91
		平成26年	9.95	36.52	12.61	13.02
		平成16年	10.10	36.20	12.60	13.20
		全国平均	9.85	38.68	12.32	13.99
5年生	男子	令和元年	9.73	43.06	22.49	15.08
		平成26年	9.40	43.30	24.32	15.05
		平成16年	9.70	39.90	22.90	15.30
		全国平均	9.17	44.01	23.72	16.60
	女子	令和元年	9.96	41.26	13.74	15.11
		平成26年	9.82	40.82	16.48	15.30
		平成16年	9.70	39.20	16.00	15.60
		全国平均	9.50	42.00	14.74	16.36
6年生	男子	令和元年	9.26	45.61	25.78	16.70
		平成26年	8.97	47.53	29.28	18.18
		平成16年	9.30	42.40	27.80	18.50
		全国平均	8.78	47.02	27.86	19.70
	女子	令和元年	9.39	43.31	15.99	17.25
		平成26年	9.44	43.46	17.66	17.41
		平成16年	9.40	41.10	16.90	18.50
		全国平均	9.12	44.63	16.80	19.37

体力・運動能力 比較表（令和元年度）＜中学生＞

区分			50m 走(秒)	反復横跳び (点)	ハンドボール 投げ(m)	握力(kg)
1年生	男子	令和元年	8.42	51.15	18.00	20.70
		平成27年	8.50	48.74	17.93	23.61
		全国平均	8.42	50.32	18.39	23.94
	女子	令和元年	9.01	47.13	11.25	21.38
		平成27年	9.34	44.63	11.49	19.60
		全国平均	8.93	46.77	12.09	21.85
2年生	男子	令和元年	7.46	57.05	23.15	31.35
		平成27年	7.92	53.28	21.42	27.23
		全国平均	7.77	54.19	21.40	30.39
	女子	令和元年	8.62	50.48	13.75	22.55
		平成27年	8.98	47.13	13.08	22.24
		全国平均	8.59	48.71	13.92	24.32
3年生	男子	令和元年	7.42	57.93	24.18	31.38
		平成27年	7.66	56.49	22.57	33.03
		全国平均	7.42	56.85	24.26	34.81
	女子	令和元年	8.68	49.73	12.60	25.45
		平成27年	8.78	48.68	13.46	24.97
		全国平均	8.53	49.51	14.65	25.71

資料：各年度の「赤穂市統計書」

※中学生の統計資料があるのは平成27年度以降

発育発達期にある子どもたちにとって、スポーツを行う習慣を身に付け、スポーツを継続的に
行うことは、生涯にわたりスポーツ活動を実践するうえでとても大切なことです。

アンケートにおいては、「週5日以上スポーツを行った」割合が5年前とほぼ同様であるのに
対し、「週1日未満」、「運動をしなかった」とした割合が3.3ポイント増加していることから、
全国的な傾向と同様、本市においても運動をする子どもと運動をしない子どもの二極化が進ん
でいる傾向がみられます。

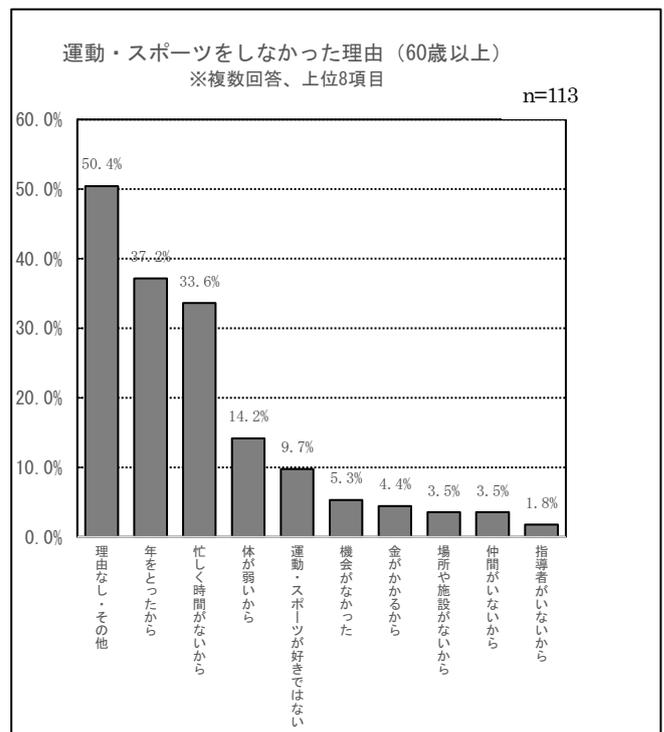
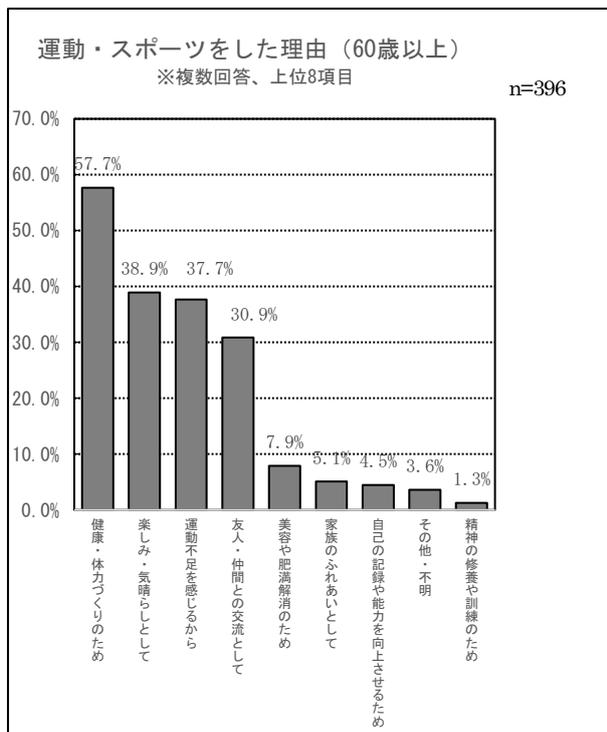
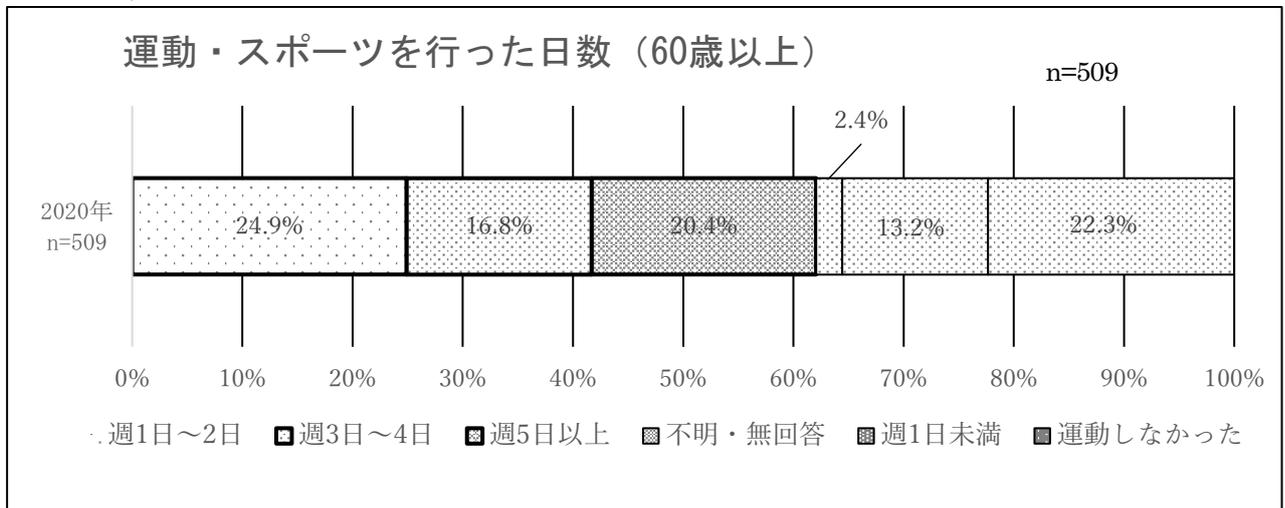
全ての子どもにスポーツをする機会が与えられるよう、学校、家庭、地域との連携を図りなが
ら、子どもの体力や運動習慣の重要性などについて意識啓発を図るとともに、スポーツ教室の充
実や、市スポーツ少年団活動、運動部活動への支援、子どもの心身の発達段階に応じた適切な指
導體制の整備充実を図り、子どもの体力向上に努める必要があります。

3 高齢者のスポーツの現状と課題

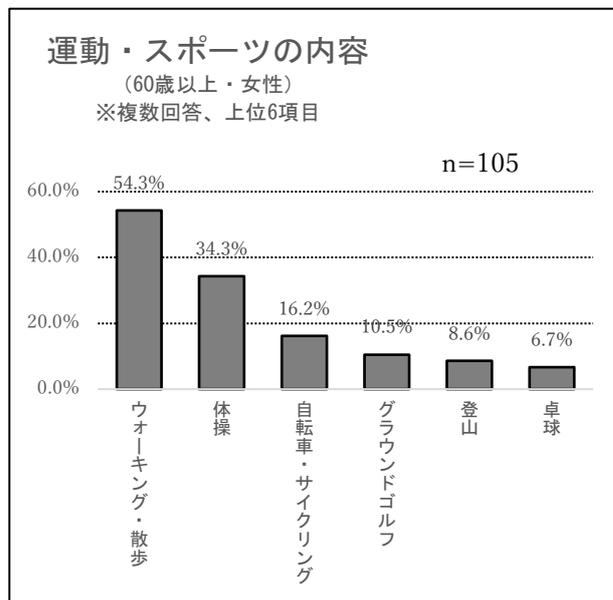
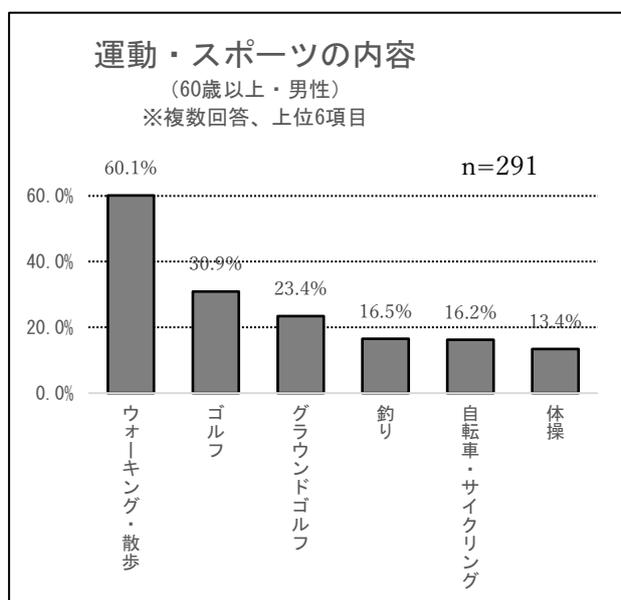
「赤穂市のスポーツに関するアンケート」の結果を60歳以上で見ると、「週1回以上運動・スポーツを行った」割合は62.2%（男性：60.2% 女性：65.7%）となっています。厚生労働省の定める「健康日本21（第2次）」では、65歳以上の運動習慣者の割合を、令和4年度までに男性58%、女性48%と目標を定めていますが、本市においてはこの目標値を概ね達成していると思われます。

運動・スポーツを行った理由として「健康・体力づくりのため」が最も多く、次いで「楽しみ・気晴らしのため」、「運動不足のため」などが続きます。

運動しなかった理由では、「年をとったから」、「忙しくて時間がない」、の項目が上位となっています。



高齢者が行っているスポーツでは、男女ともに「ウォーキング・散歩」が最も多く、「体操」、「グラウンドゴルフ」、「自転車・サイクリング」が上位となっています。健康志向に加え、スポーツが友人や地域の仲間との交流ツールになっていることがうかがえます。



高齢者が健康でいきいきと活躍し続けることは、個人の生活の質的向上はもとより、医療費等の社会保障費が抑制されるなど社会的な問題解決にも繋がります。

スポーツの持つ健康や体力づくりへの効果について、正しい知識を啓発するとともに、無関心層に向けては運動・スポーツへの取り組みを無理に促すのではなく、日常生活の中で自然と運動量を増やすような仕掛けづくりが効果的です。

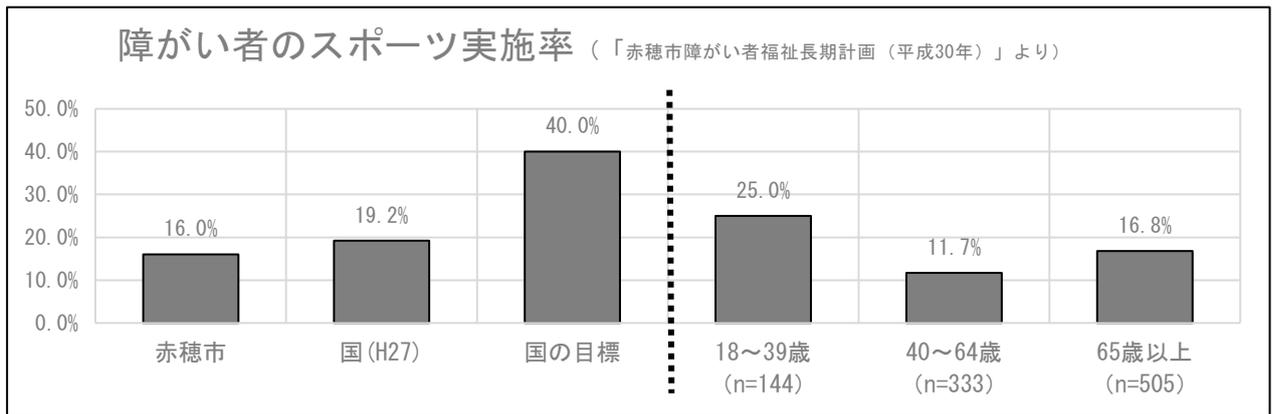
また、コミュニティの創出を促しながら地域単位で健康づくりが進められるよう、スポーツクラブ21や市まちづくり協議会、市老人クラブなどの地域活動組織と連携を図りながら、長期的な取り組みを促進していく必要があります。

4 障がい者のスポーツの現状と課題

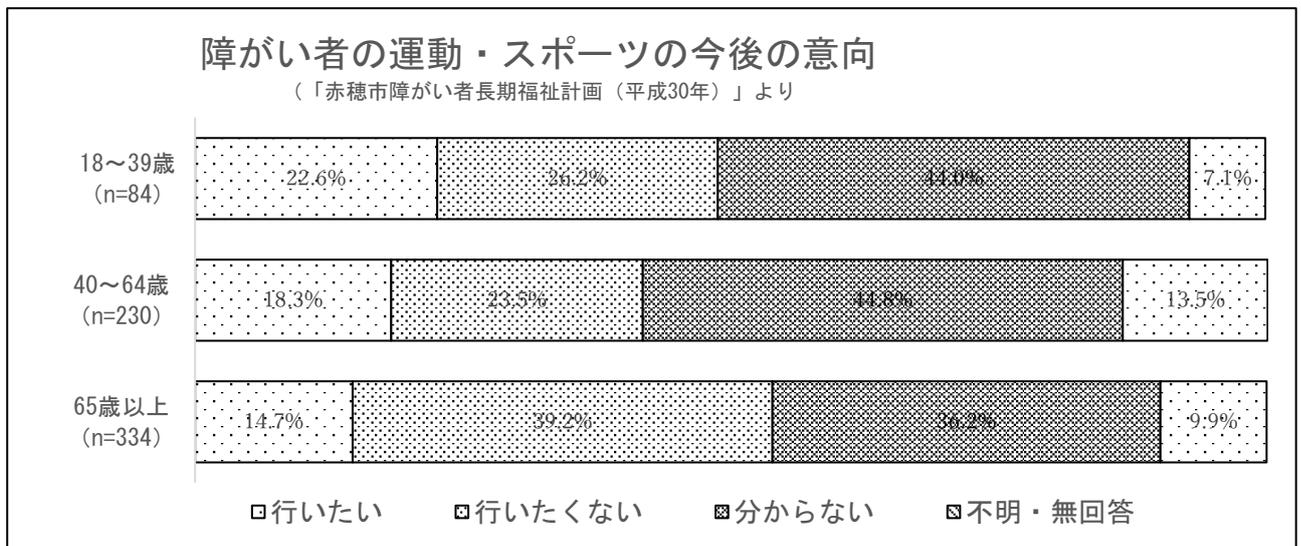
障がいのある人のスポーツ活動、文化芸術活動は、本人の楽しみ、生きがい、社会参加の促進に繋がります。

国の「第2期スポーツ基本計画」において、障がいのある成人のスポーツ実施率40%程度（7～19歳の若年層は50%程度）の政策目標が掲げられています。

「赤穂市障がい者福祉長期計画（平成30年）」によると、本市の20歳以上の障がいのある人のスポーツ実施率は16.0%で、国の19.2%よりわずかに低く、年齢別では18～39歳の実施率が高くなっています。



また、「運動・スポーツの今後の意向」について尋ねた項目では、若い世代ほど「行いたい」と回答した割合が高くなっています。



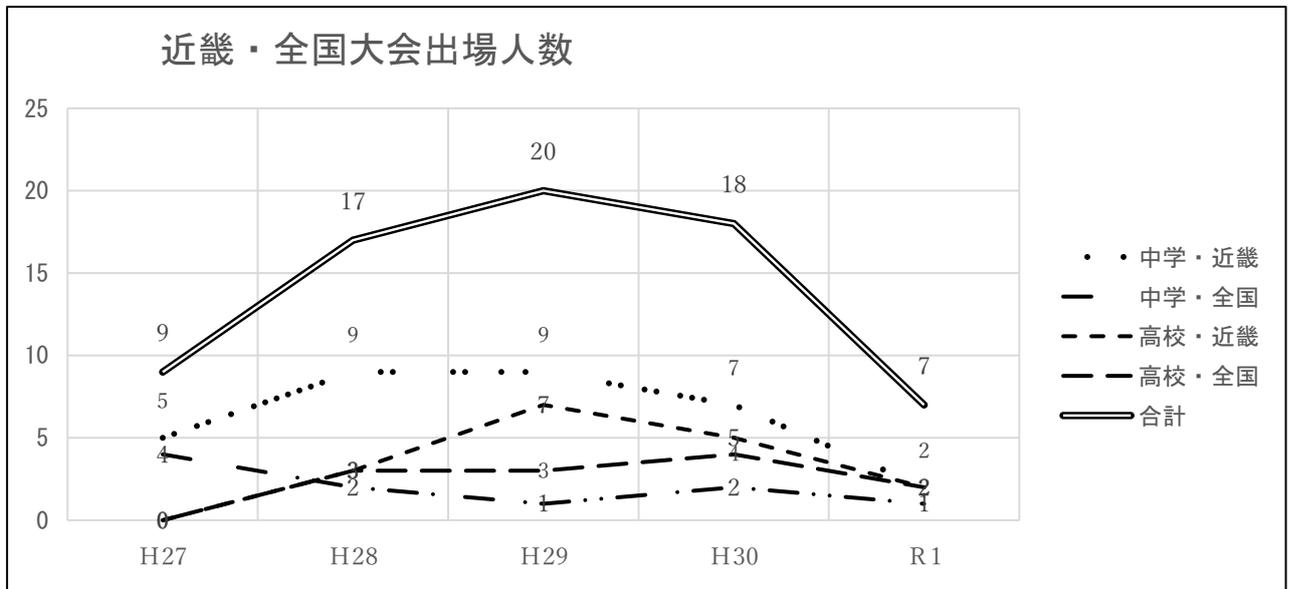
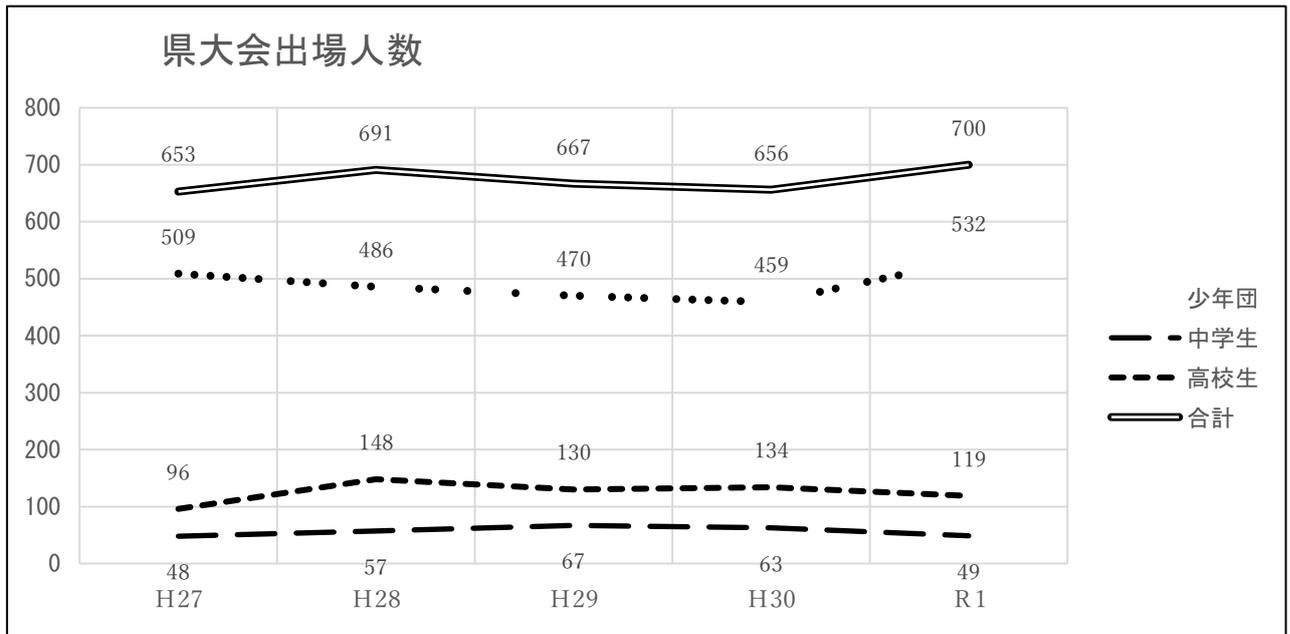
本市においては、障がい者スポーツの推進体制や施設は十分でなく、指導者やボランティアの数も充足しているとは言えません。

障がいのある人が個々の興味や趣味に応じて様々なスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ関係部局・団体等と障がい福祉部局・団体との連携・協働体制の構築を促進し、障がい者のスポーツ機会の提供や施設整備、指導者の確保等の環境づくりに取り組んでいく必要があります。

5 競技スポーツの現状と課題

各競技団体が競技者の発掘・育成・強化に向けて取り組んでいますが、中学校、高等学校においては、近年の少子化を受け、運動部活動の一部が休・廃部を余儀なくされるなど、子どもたちが様々なスポーツに触れることが困難になりつつあります。

また、運動部活動のニーズも勝利を目的とする「競技志向」とレクリエーションや健康づくりを目的とした「スポーツライフを継続するための基礎作り」の2極化が見られます。



競技スポーツは、自己の能力限界に挑戦するという意義を有しており、また、その優れた成果は、人々のスポーツへの関心を高め、スポーツ全体の振興に資するものであって、活力ある健全な社会の形成にも貢献するものです。

特に、子どもたちにとって、スポーツに親しむ心や豊かな心、そして、たくましく生きる力などを育むうえで大きな役割を果たすものと考えられます。

このようなことから、本市の競技スポーツの振興に向けては、その重要な役割を担っている市体育協会や市スポーツ少年団等の充実を図るとともに、選手強化や専門的な知識を持つ指導者の養成・確保、さらには、指導体制の充実に努める必要があります。

6 スポーツ施設・スポーツ情報の現状と課題

本市では、市民がスポーツに親しむことができるよう、生涯スポーツから競技スポーツにいたる様々な活動の場として、総合体育館や城南緑地運動施設、元禄スポーツセンター、海浜スポーツセンターなどの大規模運動・スポーツ施設を整備しています。

また、地域住民の身近な運動・スポーツの場として、公民館単位で地区体育館を整備し、公立小中学校のグラウンドや体育館などの学校体育施設を開放しています。

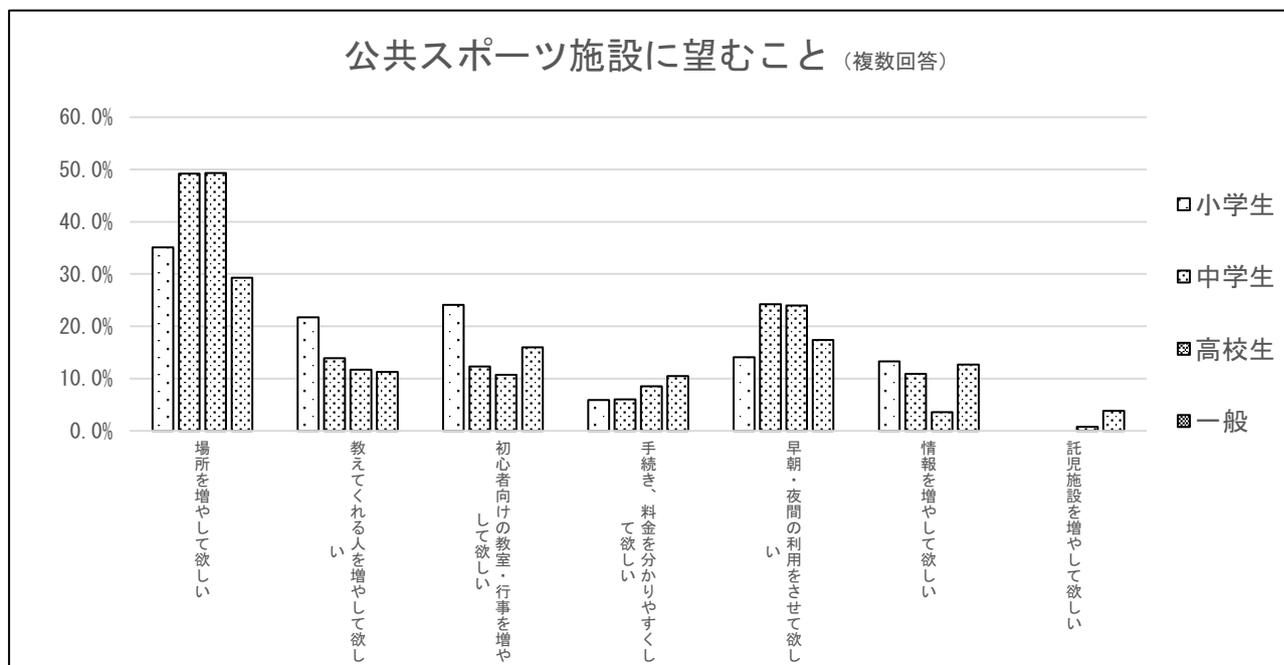
(屋内運動・スポーツ施設)

施設名	建設年	建物構造	延床面積(㎡)	用途・設備
市民総合体育館	S56	RC	9,641	多目的競技場、屋内プール、トレーニングジム、武道場 ほか
赤穂地区体育館	H24	S	527	多目的運動場
城西地区体育館	H11	S	519	多目的運動場
塩屋地区体育館	S62	S	513	多目的運動場
赤穂西地区体育館	H5	S	519	多目的運動場
尾崎地区体育館	S57	SRC	471	多目的運動場
御崎地区体育館	S56	SRC	426	多目的運動場
坂越地区体育館	S59	S	541	多目的運動場
高雄地区体育館	H7	S	519	多目的運動場
有年地区体育館	H4	S	587	多目的運動場
青少年武道場	S40	W	353	武道場
塩屋青少年武道館	S45	S	325	武道場

(屋外運動・スポーツ施設)

施設名	整備年	面積(㎡)	用途・設備
城南緑地運動施設	S49	394,000	野球場、陸上競技場、多目的グラウンド
千種川河川敷緑地	S61	285,000	野球場、ターゲットバードゴルフ場、サッカー場
元禄スポーツセンター	H25	30,000	野球場、多目的グラウンド
海浜スポーツセンター	H27	35,900	サッカー場、多目的グラウンド
みなとひろば	H28	12,400	多目的グラウンド、200mトラック、健康遊具、バスケットゴール、スケートボード台
西部多目的グラウンド施設	H23	2,627	多目的グラウンド

「赤穂市のスポーツに関するアンケート」によると、公共スポーツ施設に望むことについて、「スポーツができる場所を増やして欲しい」が全年代で最も多くなっています。次いで、小学生では「スポーツを教えてくれる人を増やして欲しい」、「初心者向けのスポーツ教室やスポーツ行事を増やして欲しい」、中学生以上では、施設の早朝・夜間の利用の要望も多くなっています。



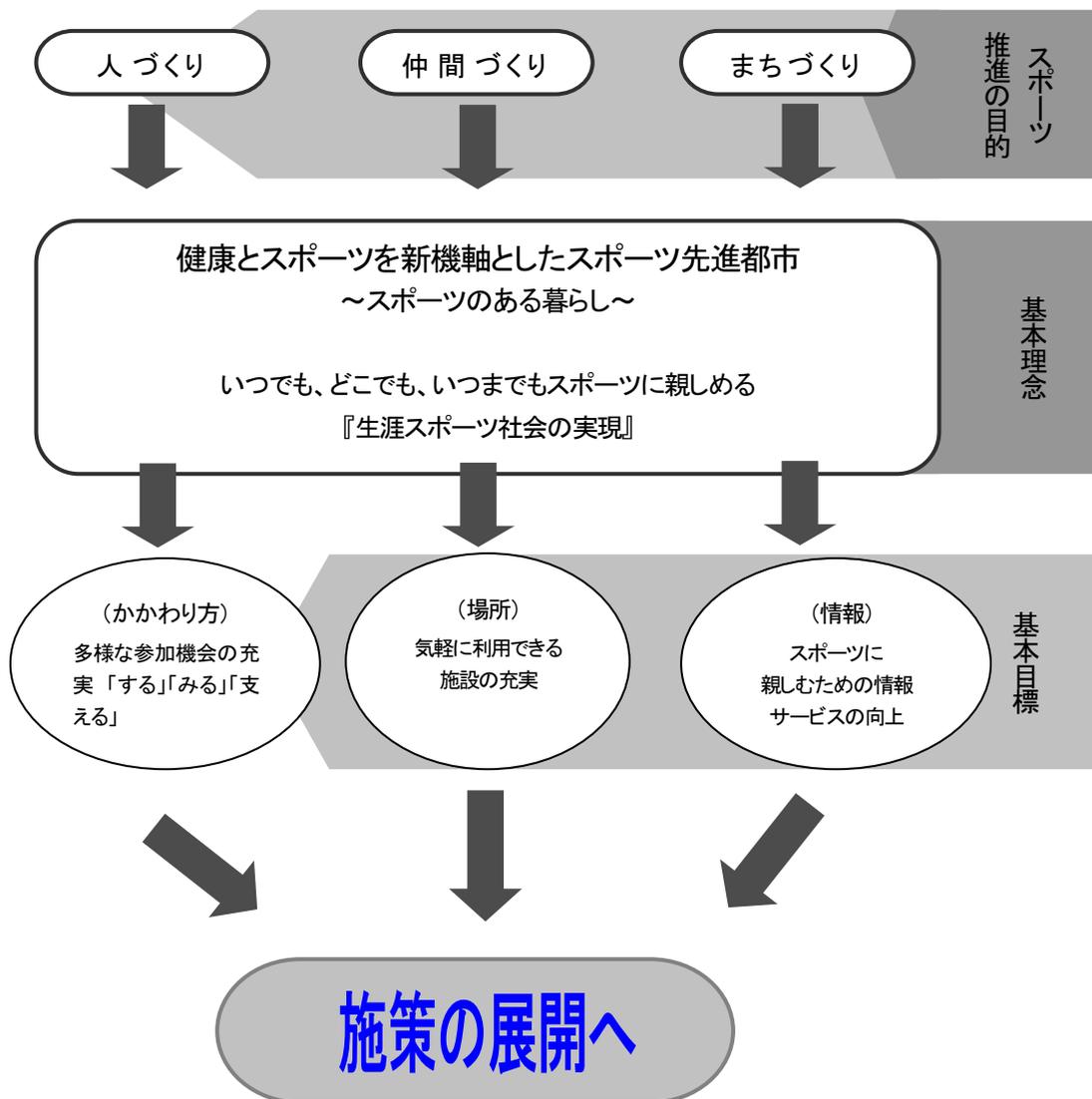
本市では「赤穂市教育振興基本計画」において計画したスポーツ拠点施設の整備は完了しましたが、市北部地域等におけるスポーツ施設の設置を望む声もあります。また、体育館の多くは昭和40年代から50年代にかけて建築されており、経年劣化に加え、高齢者や障がい者に対応する設備が十分とはいえないことから、施設の長寿命化計画を策定のうえ、計画的な改修、修繕に向けた検討を行うこととします。

また、多くの市民にとって、それぞれのライフステージに応じたスポーツ活動の機会の充実が図られるよう、東備西播定住自立圏域内の公共施設等の相互利用など広域的な施設の利用促進を図るとともに、幅広いスポーツ関連情報の提供や、インターネットを活用したスポーツ情報の発信に努めていく必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

スポーツを取り巻く環境や本市のスポーツの現状と課題を踏まえ、本計画の基本理念を設定します。また、それに基づいた基本目標を掲げ、本計画の施策を展開していきます。以下は、計画全体の基本的な考え方です。

図表 4-1 計画の基本的な考え方



1 スポーツ推進の目的

これからのスポーツ推進は、競技力の向上や健康・体力づくりにとどまらず、生きがいや仲間づくり、地域コミュニティの形成、ひいては、まちづくりに大きく貢献することが期待されています。本計画では、「人づくり」「仲間づくり」「まちづくり」の3つの視点から本市のスポーツ推進の目的を整理します。

人づくり

生活様式の変化にともない、運動不足による体力低下や生活習慣病の増加と低年齢化が社会問題となっている中、スポーツは、競技力の向上だけでなく、心身の両面にわたる健康の保持増進や個人の生きがいづくりに貢献するものとして期待されるようになってきました。体力は、人間のあらゆる活動の源であり、意欲や気力の充実に大きくかかわっていることから、スポーツによる心身ともに元気な人づくりが求められます。

〔心身の健康づくり、生きがいづくり〕

仲間づくり

情報化の進展にともない、対面でのコミュニケーションが不足がちになり、他者とのかかわり方に様々な問題が生じています。そのような問題に対し、スポーツは、感動を共有したり、支えあったりすることで、家族、友人、仲間との絆を深めていききっかけとなることが期待されます。

〔感動の共有、支えあい、ふれあい〕

まちづくり

都市化の進展にともない、人と人とのつながりが希薄化する中で、「する」「みる」「支える」といった多様なかかわり方ができるスポーツは、地域コミュニティの活性化につながるものとして期待されます。

〔地域コミュニティの活性化〕

2 計画の基本理念

本市におけるスポーツ推進の目的を踏まえ、全ての市民が様々なかたちでスポーツに親しむことができるように、本市のスポーツ文化を育む考え方として、「健康とスポーツを新機軸としたスポーツ先進都市～スポーツのある暮らし～」を基本理念とします。

図表 4-2 計画の基本理念

健康とスポーツを新機軸とした
スポーツ先進都市
～スポーツのある暮らし～

この基本理念には、市民のすべてが生涯を通じてスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康な生活を送ることのできるスポーツ先進都市を実現していく思いが込められています。

3 計画の基本目標

計画の基本理念に示した本市のめざす生涯スポーツ社会を実現するため、「かかわり方」「場所」「情報」といった3つの視点から基本目標を掲げます。

(1) かかわり方:多様な参加機会の充実

市民一人ひとりが、それぞれのライフステージ※、ライフスタイルにあったスポーツを見つけだすことができたときに、はじめてスポーツは生活の中に定着していきます。そのためには、スポーツを「する」だけでなく、「みる」「支える」などの多様なかかわりから、それぞれが自分にあったスポーツを見つけることが大切です。本計画では、そのような基本的な考え方に沿って、市民が楽しく、気持ち良くスポーツに親しめるように、多様な参加機会の充実を進めていきます。

〔主な目標指標〕

- ① 市民のスポーツ実施率(週1回以上)の向上
令和7年度までに、市民の週1回以上のスポーツ実施率
65%をめざします。

(2) 場所:気軽に利用できる施設の充実

生活の中にスポーツを定着させるためには、気軽に利用できるスポーツ施設の充実は欠かせません。そのため、既存施設の有効活用の促進、大学や企業の協力による利用施設の拡充などの環境の整備を進めていきます。

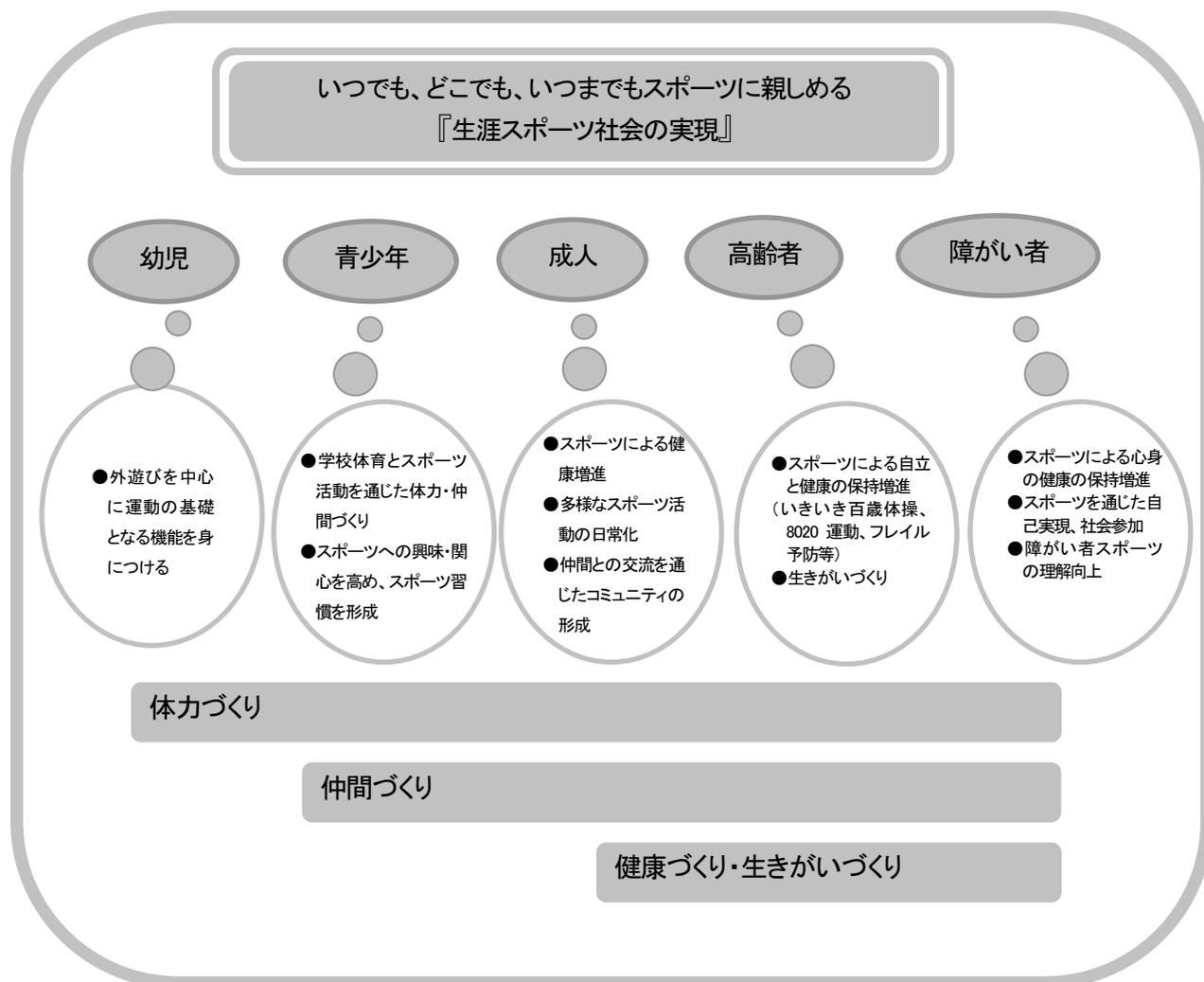
※ ライフステージ

幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など、一生を段階的に区分したものです。

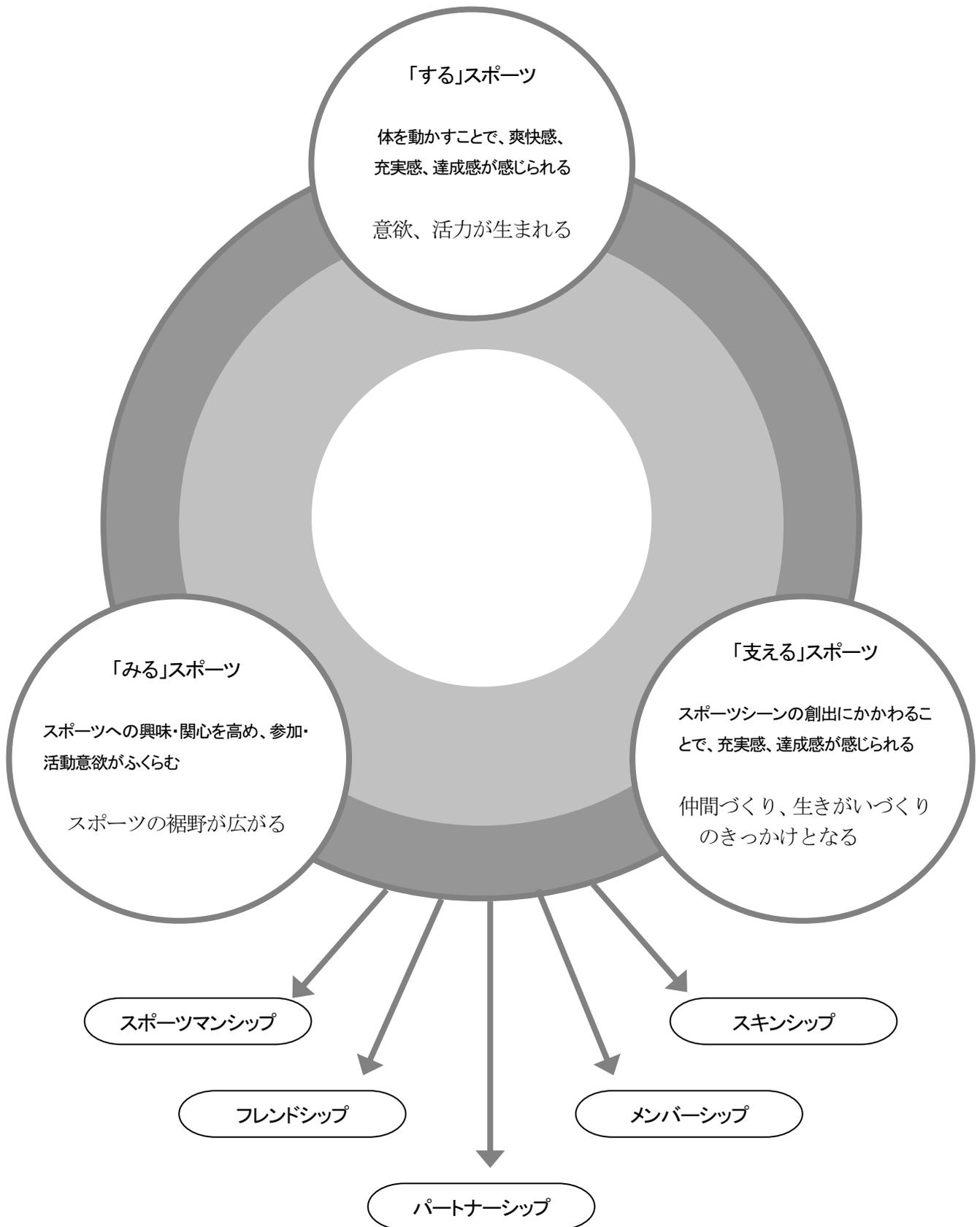
(3) 情報:スポーツに親しむための情報サービスの向上

生涯スポーツの推進には、市民のニーズに応じた情報の提供は欠かせません。そのため、市民による情報の発信やスポーツ施設への情報コーナーの設置など、情報サービスの充実を進めていきます。また、スポーツ都市宣言を全市民が共有し、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができるよう、啓発事業にも積極的に取り組んでいきます。

図表 4-3 生涯スポーツ社会のイメージ



図表 4-4 スポーツのかかわり方 イメージ図



第5章 施策体系

施策体系は、前章の基本目標を推進していくために必要な取り組みを施策構成として整理したものです。本計画では、「多様な参加ができる『する』スポーツの充実」「魅力ある『みる』スポーツの充実」「感動を分かち合う『支える』スポーツの充実」「気軽に利用できる『場所』の充実」「スポーツを『する』『みる』『支える』きっかけづくりのための『情報』の充実」という5つの基本施策に分けて個々の施策を体系化しています。

また、具体的な施策の展開にあたっては、庁内関係部署はもちろんのこと、市体育協会などの市民スポーツ団体等との協力・連携を図るとともに、本市のスポーツ推進委員*と一体となって取り組んでいきます。

図表 5-1 施策体系

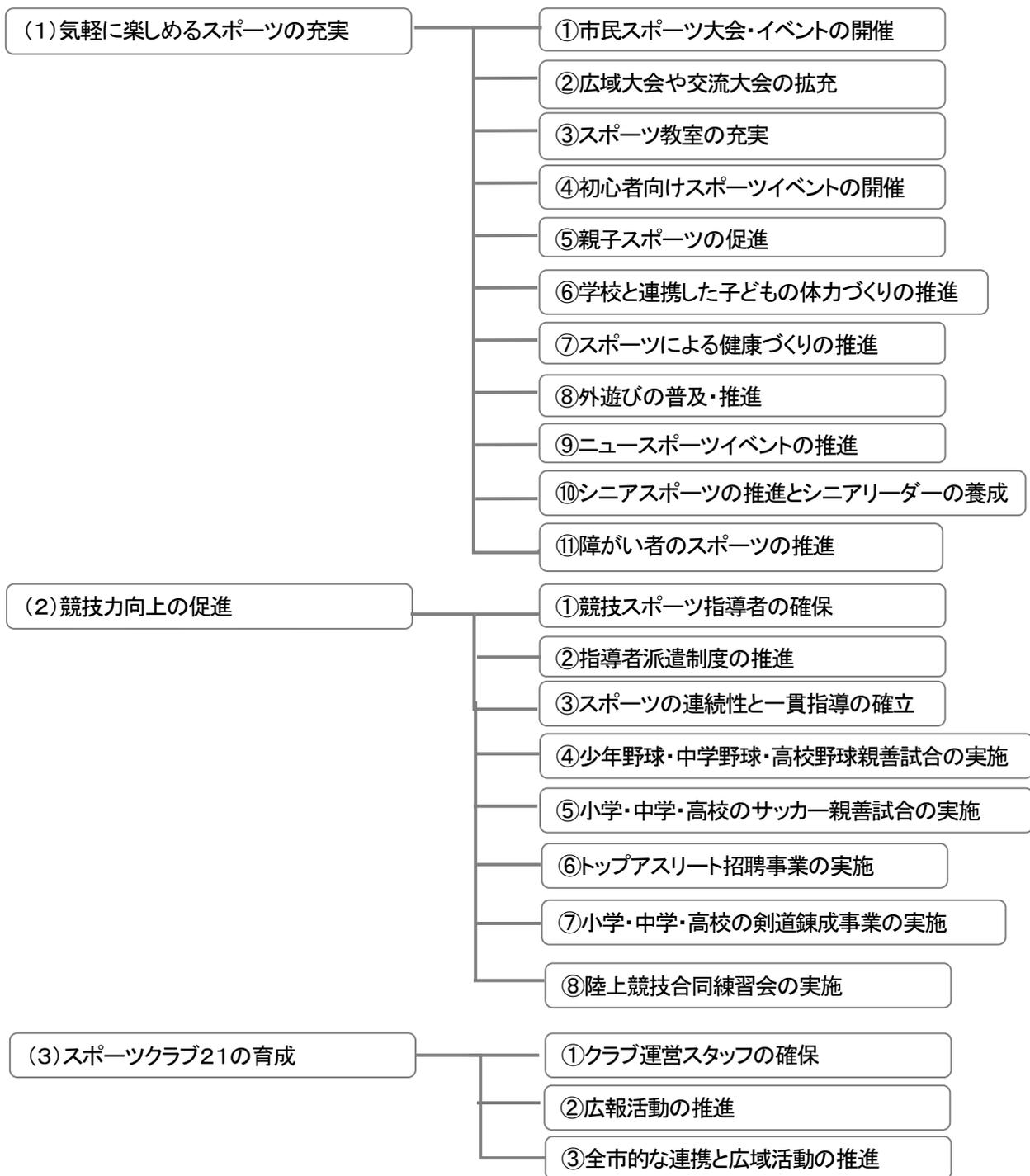


※ スポーツ推進委員

スポーツ基本法に基づき市町村教育委員会が定める非常勤職員で、地域のスポーツ振興を図るため、赤穂市スポーツ推進委員会を組織し、市内各地区でのニュースポーツの推進やスポーツに関する指導助言や、各種イベント等の企画・運営など幅広く活躍しています。

図表 5-2 施策体系図

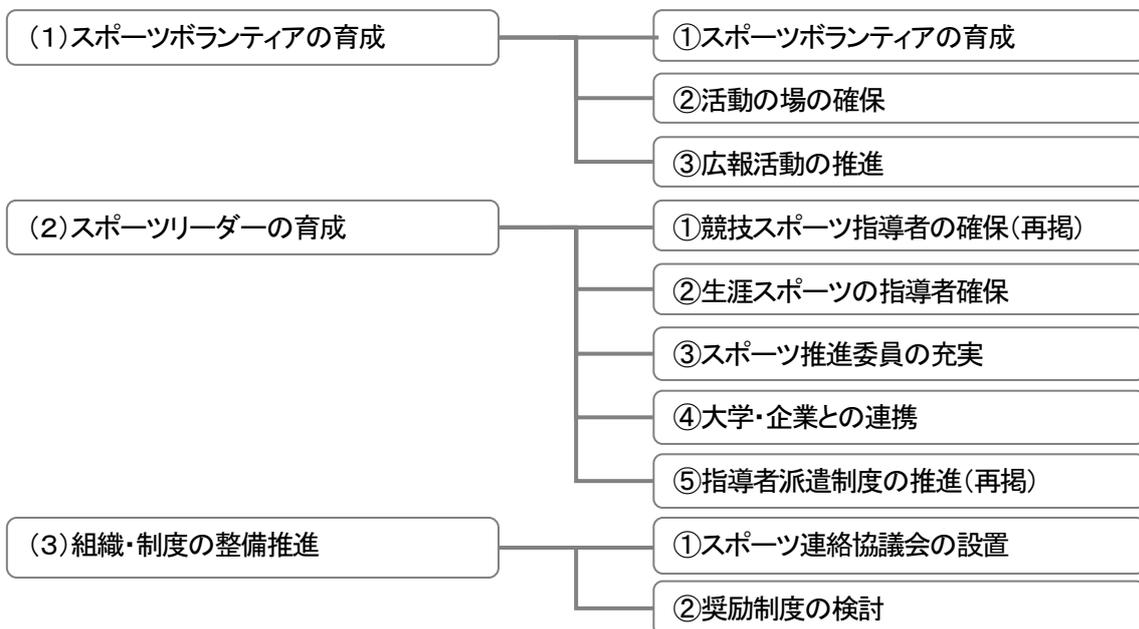
基本施策1 多様な参加ができる「する」スポーツの充実



基本施策2 魅力ある「みる」スポーツの充実

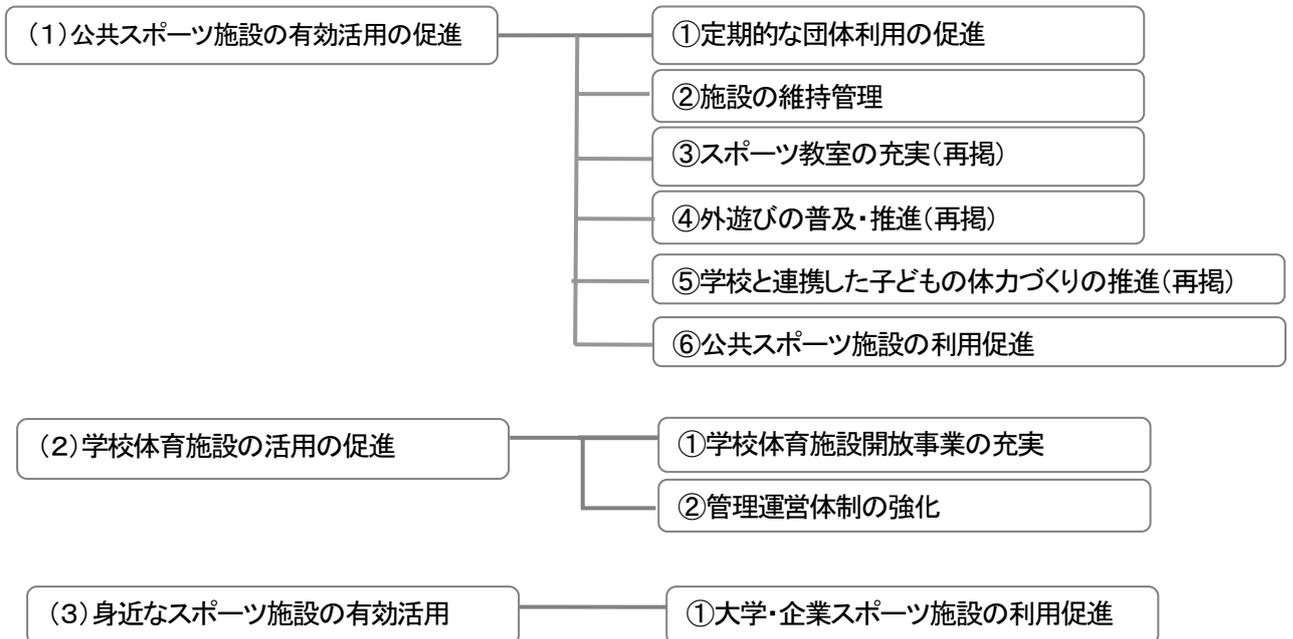


基本施策3 感動を分かち合う「支える」スポーツの充実



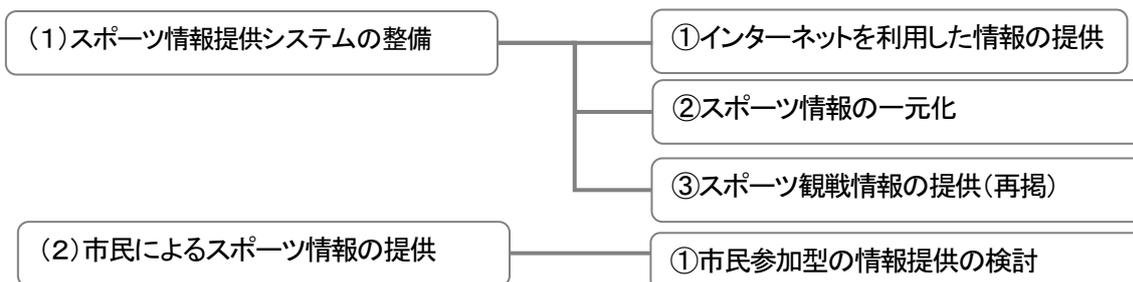
基本施策4

気軽に利用できる「場所」の充実



基本施策5

スポーツを「する」「みる」「支える」きっかけづくりのための「情報」の充実



基本施策1 多様な参加ができる「する」スポーツの充実

体力は、意欲や気力の充実に大きくかかわっており、「生きる力の源」となる重要なものです。体を動かすことによる爽快感、目標を達成したときの喜びや充実感、さらなる意欲を駆り立てます。

生活に潤いをもたらすものの一つとして、スポーツが日々の暮らしの中に取り入れられるように、多様な参加機会の拡充を図ります。

～生涯を通じたスポーツ活動の基本的な考え方～

■子どものスポーツ

幼児期から少年期にかけての外遊びやスポーツの体験は、心身の健全な育成・発達に大きな影響を与えるとともに、成人後の豊かなスポーツライフを築くための基盤となります。

そのため、外遊びやスポーツの楽しさを広める機会を充実させるとともに、学校、家庭、地域社会が連携してスポーツに親しめる環境の整備に取り組みます。

■成人のスポーツ

仕事や子育てなどが生活の中心となっている成人に対しては、余暇の活用や、個々の生活リズムに合わせたプログラムの提供や施設の利用を促進します。また、生活習慣病予防などの健康・体力づくりプログラムの提供を促進します。

■高齢者のスポーツ

高齢者にとって、スポーツは健康や生きがいづくりにつながるものとして重要な役割を果たします。そのため、高齢者の運動能力に合わせたプログラムの提供、体カテストの実施、技術の向上をめざしたイベントなど、参加機会の充実を図ります。

■障がい者のスポーツ

障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒にできるスポーツの魅力を活かし、様々な人々との相互理解を深める交流事業を開催するなど、スポーツを通じた共生社会の実現を推進します。

(1) 気軽に楽しめるスポーツの充実

全ての市民が、ライフステージに応じてスポーツを「する」きっかけとなるよう、取り組みます。

《具体的な施策》

① 市民スポーツ大会・イベントの開催

市民総合体育祭や赤穂シティマラソン大会など、既存の市民スポーツ大会やイベントの充実を図ります。

また、市体育協会加盟団体による市民大会の充実を図ります。

② 広域大会や交流大会の拡充

広域大会や、姉妹都市、義士親善友好都市との交流大会の拡充を図るとともに、市外での大会参加を通じた幅広いスポーツ交流を促進します。

③ スポーツ教室の充実

スポーツへの参加を促進するため、市民総合体育館や室内プール、地区体育館、城南緑地運動施設や赤穂海浜スポーツセンターなどの公共施設を活用し、トップアスリートの招聘や、関西福祉大学との連携によるスポーツ教室を充実します。

④ 初心者向けのスポーツイベントの開催

誰もが気軽にスポーツを楽しめるように、初心者向けのスポーツイベントとして、ランニングクリニックやナイトランの開催を推進します。また、囲碁ボール大会や室内カーリング大会などのニュースポーツ大会や、スポーツクラブ 21 と連携したグラウンドゴルフ大会などのスポーツイベントを行います。

⑤ 親子スポーツの促進

子どもの体力づくりと保護者や家族のスポーツへの参加を促進するため、子どもを通じた親子・家族向け、三世代交流向けのプログラムについて情報提供するとともに、参加できる機会の充実を図ります。

⑥ 学校と連携した子どもの体力づくりの推進

小学生の基礎体力と運動能力の向上を図るため、小学校と連携した陸上記録会、兵庫リレーカーニバルや水泳記録会を行います。

⑦ スポーツによる健康づくりの推進

市民の健康意識の向上を図るため、体力測定を実施し、結果を提供することで、日々の健康・体力づくりへの意識啓発を図るとともに、医療機関や大学のスポーツ研究部門などとの連携による健康づくりプログラムの開発を推進します。

⑧ 外遊びの普及・促進

子どもの運動機会の充実を図るため、放課後の学校グラウンドを活用したスポーツプログラム、外遊びのイベントを推進するとともに、簡単に取り組める外遊びについての情報を提供します。また、人工芝グラウンドを有する赤穂海浜スポーツセンターと隣接する児童館が連携して外遊びを行うなどの屋外において楽しめるスポーツを普及・促進します。

⑨ ニュースポーツイベントの推進

市民一人ひとりが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめる機会の充実を図るため、関係団体等と連携して囲碁ボールや室内カーリングなどのニュースポーツ*を中心としたスポーツ事業を推進するとともに、指導体制の充実を図ります。

⑩ シニアスポーツの推進とシニアリーダーの養成

現役を引退した元気なシニアが、気軽に参加できるスローピッチソフトボールやラージボール卓球、バウンドテニスなどの軽スポーツ大会等を開催し、スポーツを通じてお互いに親睦と交流を深める機会を推進します。

また、健康寿命の延伸を目指し一層の健康増進を図るため、ウォーキング意欲を向上させる取り組みや、関西福祉大学と連携したシニアリーダー養成講座や実技講習会の開催を図ります。

⑪ 障がい者のスポーツの推進

赤穂地区体育館を拠点に視覚障がい者を対象として実施しているサウンドテーブルテニスやゴールボール、フライングディスクなどの定期活動の推進を図ります。

また、兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会への参加やグラウンドゴルフ大会などの障がい者スポーツ交流事業を継続開催し、障がいの有無にかかわらず、生涯にわたってスポーツを楽しみ、スポーツを愛するさまざまな人々との交流やイベントなどの機会を推進します。

※ ニュースポーツ

新しいスポーツというわけではなく、スポーツの原点である「楽しさ」を追求し、年齢や体力に関係なく誰でも楽しむことができるスポーツの総称で、囲碁ボール、室内カーリング、ディスクゴルフ、グラウンドゴルフ、インディアカ、ペタンクなどがあります。

〔主な目標指標〕

① 市民のスポーツ大会参加人数の向上

令和7年度までに、スポーツ大会の参加人数19,000人をめざします。

② 交流大会の参加人数の向上

令和7年度までに、交流大会の参加チーム400、参加人数8,200人をめざします。

(2) 競技力向上の促進

身体能力や技術力の向上を目的として、市体育協会などが従来から推進してきた競技大会やスポーツ教室を促進するとともに、市体育協会と小学校・中学校・高等学校・大学等との連携による指導体制の充実を図ります。

《具体的な施策》

① 競技スポーツ指導者の確保

競技力の向上をめざす市民のために、市体育協会や小学校・中学校・高等学校・大学等と連携して経験豊かな指導者を確保するとともに、これらの人材を活用した講習会の開催などにより、スポーツ団体指導者のスキルアップ[※]を図ります。

② 指導者派遣制度の推進

指導者や審判など地域のスポーツに携わる人材が、市民や学校、団体などのニーズに応じて活躍できる機会を確保する、指導者派遣制度を推進します。

③ スポーツの連続性と一貫指導の確立

小学校・中学校・高等学校・大学におけるスポーツの連続性と一貫指導を確立するため、学校や各種団体の要請に応じ、外部講師として市体育協会の指導者や関西福祉大学の指定強化クラブであるサッカー部、野球部、剣道部、バレーボール部、陸上競技部等の学生を派遣し、クラブ活動や部活動の育成・強化を図ります。

中学3年生のための硬式野球教室は、平成26年度よりジョイントスポーツアカデミーとして実施していますが、関西福祉大学野球部や備前市の総合型地域スポーツクラブと連携した野球教室として内容の拡充を図ります。

また、休日の部活動の段階的な地域移行を見据え、休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保や、公共施設利用時における減免措置などについて検討します。

④ 少年野球・中学野球・高校野球親善試合の実施

市外県外の強豪チームを招いた親善試合を実施し、少年野球チームや中学野球部、高校野球部の強化育成とスポーツの交流を推進します。

⑤ 小学・中学・高校のサッカー親善試合の実施

市外県外の強豪チームを招いた親善試合を実施し、サッカー少年団やサッカークラブ、中学サッカー部、高校サッカー部の強化育成とスポーツの交流を推進します。

⑥ トップアスリート招聘事業の実施

オリンピックや世界大会等に出場したトップアスリートを招聘し、ハイレベルのパフォーマンスによりスポーツの関心を高め、競技レベルの向上を図ります。

⑦ 小学・中学・高校の剣道錬成事業の実施

少年剣道、中学剣道、高校剣道の錬成大会を実施し、剣道競技の一貫指導と競技力向上を確立します。

⑧ 陸上競技合同練習会の実施

陸上競技合同練習会を実施し、兵庫リレーカーニバル、県郡市区対抗陸上競技大会などでの成績向上を図ります。

〔主な目標指標〕

① 県大会出場人数及び出場チーム数の向上

令和7年度までに、県大会出場チーム130、出場人数850人をめざします。

(3) スポーツクラブ21の育成

身近な生活圏で気軽にスポーツに親しめる環境として、小学校区ごとで活動しているスポーツクラブ21の円滑な育成を促進します。そのため、これまでのクラブづくりを踏まえ、スポーツを「する」「みる」「支える」といった多様な参加ができるように、基本理念を確立します。また、クラブが活動する拠点の整備や、クラブ運営のためのスタッフの確保、市民に積極的にスポーツクラブに参加してもらうための広報活動を支援します。

《具体的な施策》

① クラブ運営スタッフの確保

関西福祉大学と連携した人材交流によりスポーツクラブ21の運営にかかわるスタッフの育成・確保を図ります。

② 広報活動の推進

スポーツクラブ21の認知度を高めることを目的として、パンフレットの発行や配布などの広報活動を推進します。

③ 全市的な連携と広域活動の推進

スポーツクラブ21連絡協議会を中心に、各クラブが連携したグラウンドゴルフ大会などの広域スポーツイベントの開催を推進します。

※ スキルアップ

技術や能力を向上させること、自分を磨いていくことです。



写真上 バasketボールクリニック

写真右 硬式野球教室



基本施策2 魅力ある「みる」スポーツの充実

スポーツは「する」だけでなく、観て楽しむこともできます。スポーツとのかかわり方で「みる」ことは誰でも気軽にできることから、スポーツの裾野を広げることにつながっていきます。特に、高いレベルのパフォーマンスは、観る者に感動を与え、スポーツへの関心や意欲を高めます。

そのため、競技団体や企業と連携して、「みる」スポーツの魅力を高めるとともに、高いレベルのスポーツイベントの開催・誘致に努めます。

(1) 観戦スポーツの推進

「みる」スポーツへの取り組みを促進するためには、市民の関心が高いスポーツイベントが必要です。そのため、競技団体や企業との連携により、高いレベルのスポーツにふれる機会の提供に努めます。

《具体的な施策》

① スポーツ観戦情報の提供

大規模イベントやトップアスリートが参加する大会だけでなく、市内で開催されるスポーツ大会や市内のチーム・選手などが出場する大会の情報提供を推進します。

② スポーツ大会の誘致

市体育協会、各種団体と連携して、高いレベルの大会の誘致を検討します。

(2) 「魅せる」スポーツの推進

これからは、プロスポーツや大規模イベントばかりでなく、身近なスポーツイベントを魅力あるものとして「魅せる」ことも必要です。そのため、競技場や体育館などの既存のスポーツ施設だけでなく、中心市街地の空間などを活用したイベントの開催を推進します。

《具体的な施策》

① ストリートイベントの開催

ストリートでのスポーツは、そのエンターテインメント性の高さから、「する」「みる」の両面から人気を集めています。市民のスポーツへの関心を高めるため、競技団体と連携してストリートでのスポーツイベントの開催を推進します。

(3) 魅力あるイベントづくりの推進

会場を盛り上げるための音楽、出演者によるトークショーなどの演出や、観客参加型アトラクションの実施など、魅力あるイベントづくりを推進します。

《具体的な施策》

① イベントづくり研修会の開催

市体育協会・市スポーツ推進委員・スポーツ団体や、スポーツやイベントに関心のある一般市民を対象に、市民の関心を高める魅力あるイベントづくり研修会を開催します。

② メディアの活用

スポーツの魅力を引き出すためには、メディアによる盛り上げは欠かせません。地域に密着したメディアとの連携を図り、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ホームページなど、多様な媒体を通じたPRを推進します。

③ 地域資源にふれあうイベントの推進

地域の自然を活かした市民の健康づくりとして「赤穂トレックウォーク」や、西播磨県民局による「西播磨山城復活プロジェクト」*と連携したイベントを開催し、健康づくりとともに、地域の自然・歴史などの様々な地域資源にふれあいながら、楽しむことのできるイベントを推進します。

〔主な目標指標〕

① 地域資源ふれあいイベント参加人数の向上

令和7年度までに、地域資源ふれあいイベント参加人数
100人をめざします。

※ 「西播磨山城復活プロジェクト」

西播磨ツーリズム振興協議会が実施主体となり、西播磨の山城や城下町、宿場町の町並みのほか、日本刀鍛錬や紙すきなど地域に残る伝統文化体験を活用し、元気高齢者やインバウンド向けの事業を展開するプロジェクトです。



写真上 スポーツ推進委員研修会

写真右 近畿高等学校剣道選抜大会



基本施策3 感動を分かち合う「支える」スポーツの充実

スポーツシーンを支えるスポーツリーダー[※]やスポーツボランティアの存在は、これからのスポーツの推進に欠かせないものです。そのため、研修機会の充実や活動体制の整備により、スポーツリーダーやスポーツボランティアの育成に取り組みます。

(1) スポーツボランティアの育成・確保

スポーツの分野でのボランティア活動を気軽に楽しめる仕組みづくりを推進します。

《具体的な施策》

① スポーツボランティアの育成

赤穂シティマラソン大会など、スポーツイベントにおけるスタッフや審判、スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブの運営などのボランティアを育成するため、各種講習会を開催します。

② 活動の場の確保

スポーツボランティアの定期的な活動を推進するため、市体育協会、市スポーツ推進委員などと連携して幅広い活動の場を確保します。

③ 広報活動の推進

スポーツボランティアの意義や価値、又は楽しみ方を知ってもらい、気軽に参加できる活動であることをPRするため、広報宣伝活動を推進します。

また、ボランティアが意欲を持って取り組めるよう、積極的に活動をPRしていきます。

(2) スポーツリーダーの育成

多様化するスポーツニーズに対応するため、市体育協会、市スポーツ推進委員、大学や企業など幅広い人材の活用を促進します。また、指導者としてスポーツに携わることを希望する市民が、学校運動部活動やスポーツクラブ21など、様々な場面で活動できる環境を整備します。

《具体的な施策》

① 競技スポーツ指導者の確保(再掲)

競技力の向上をめざす市民のために、市体育協会や小学校・中学校・高等学校・大学等と連携して経験豊かな指導者を確保するとともに、これらの人材を活用した講習会の開催などにより、スポーツ団体指導者のスキルアップを図ります。

※ スポーツリーダー

スポーツ指導者、または、スポーツの実技などを指導する人で、これからは、スポーツイベントの企画・運営や市民に対するスポーツイベント参加の動機付けなどが求められています。

② 生涯スポーツの指導者の確保

誰もが気軽にスポーツに親しめるようにするためニュースポーツなどの指導者育成研修会を開催します。

③ スポーツ推進委員の充実

市民のスポーツニーズを把握するとともに、市スポーツ推進委員一人ひとりが、市民のニーズに応じて支援ができるよう、研修会や他団体との指導交流などによるスキルアップを図ります。

④ 大学・企業との連携

市内のスポーツ指導者の指導力の向上を図るため、大学や企業との連携による研修会の開催を検討します。

⑤ 指導者派遣制度の推進(再掲)

指導者や審判など地域のスポーツに携わる人材が、市民や学校、団体などのニーズに応じて活躍できる機会を確保する、指導者派遣制度を推進します。

(3) 組織・制度の整備推進

本市のスポーツ推進を効果的に推進するため、スポーツ団体のネットワーク化に取り組みます。また、市民のスポーツに対する意欲や意識の高揚を図るため、奨励制度を検討します。

《具体的な施策》

① スポーツ連絡協議会の設置

市体育協会や市スポーツ推進委員会、市スポーツ少年団等のスポーツ団体と行政によるスポーツ連絡協議会を設置し、本計画の効果的・効率的推進及び施策の調査研究に協働で取り組みます。

② 奨励制度の検討

スポーツの分野で活躍する選手や競技団体のモチベーション*の向上を図るため、全国大会に出場する選手への支援の充実を図るとともに、スポーツボランティアの活動を讃える奨励制度を検討します。

※ モチベーション

動機、行動を促す要因や、やる気、意欲をいいます。



写真左 「赤穂市と関西福祉大学のスポーツ振興に関するパートナーシップ協定」調印式

基本施策4 気軽に利用できる「場所」の充実

スポーツの習慣化を図るためには、気軽にスポーツに親しむことができる場所の確保が欠かせません。そのため、既存施設の効果的・効率的な運営を促進するとともに、身近な生活圏にある小学校や中学校の学校体育施設開放事業の充実を図ります。また、遊休地や遊休施設、公園、街路、空地などの生活空間を利用した新たな「場」づくりを推進します。

(1) 公共スポーツ施設の有効活用の促進

多様化するスポーツニーズに応えるため、公共スポーツ施設の利便性の向上を図るとともに、効率的な管理運営を促進します。

《具体的な施策》

① 定期的な団体利用の促進

公共スポーツ施設の有効活用と地域スポーツ団体の育成を図るため、定期的な団体利用をさらに促進します。

② 施設の維持管理

経年劣化が進んでいるスポーツ施設については、長寿命化計画を策定し、安全性と利便性の向上に努めます。

③ スポーツ教室の充実(再掲)

スポーツへの参加を促進するため、市民総合体育館や室内プールをはじめ、地区体育館、城南緑地運動施設や赤穂海浜スポーツセンターなどの公共施設を活用し、トップアスリートを招聘したスポーツ教室を充実します。

④ 外遊びの普及・促進(再掲)

子どもの運動機会の充実を図るため、放課後の学校グラウンドを活用したスポーツプログラム、外遊びのイベントを推進するとともに、簡単に取り組める外遊びについての情報を提供します。また、人工芝グラウンドを有する赤穂海浜スポーツセンターと隣接する児童館が連携して外遊びを行うなどの屋外において楽しめるスポーツを普及・促進します。

⑤ 学校と連携した子どもの体力づくりの推進(再掲)

小学生の基礎体力と運動能力の向上を図るため、小学校と連携した陸上記録会、兵庫リレーカーニバルや水泳記録会を推進します。

⑥ 公共スポーツ施設の利用促進

地区体育館等で行うことのできる軽スポーツ、ニュースポーツを紹介し、公共スポーツ施設の利用を促進します。

(2) 学校体育施設の活用の促進

スポーツに親しめる身近な場所として、小学校や中学校の体育施設開放事業の充実を図ります。

《具体的な施策》

① 学校体育施設開放事業の充実

スポーツニーズの多様化にともなう利用需要に対応するため、スポーツをする人の安全性に十分留意した上で、開放日や開放時間帯の拡大など、学校運営に支障のない範囲での一層の施設開放を検討します。また、地域のクラブやサークルなどの団体利用だけでなく、個人の利用についても検討します。

② 管理運営体制の強化

利用情報のネットワーク化や学校関係者の負担とならない管理運営体制を検討します。また、受益者負担の原則に基づく施設利用の有料化や、スポーツクラブ21の拠点としての活用についても検討します。

〔主な目標指標〕

- ① 市内のスポーツ施設利用者数の向上
令和7年度までに、市内のスポーツ施設利用者数
515,000人をめざします。

(3) 身近なスポーツ施設の有効活用

スポーツの場の拡大を図るため、大学や企業のスポーツ施設や身近な生活空間の利用を促進します。

《具体的な施策》

① 大学・企業スポーツ施設の利用促進

大学や企業の保有するスポーツ施設を利用できるよう積極的に働きかけます。また、施設だけでなく大学や企業の優れた人材が広くスポーツ推進に活かされるよう連携体制についても検討します。



写真上 小学生陸上記録会

写真下 トップアスリート招聘事業



基本施策5 スポーツを「する」「みる」「支える」きっかけづくりのための「情報」の充実

豊富なスポーツ情報はスポーツへの関心を高めるとともに、スポーツに親しむきっかけづくりとなります。そのため、施設の利用情報のほか、イベント、サークル活動、クラブチームや選手の紹介など、幅広い情報の提供に取り組みます。

(1) スポーツ情報提供システムの整備

「する」「みる」「支える」など、スポーツへのかかわり方が多様化する中で、求められる情報も多岐にわたってきています。そのため、施設の利用に関することからイベント、サークル活動、健康やスポーツに関する豆知識など、市民のニーズに即した幅広い情報の提供に努めるとともに、インターネットを利用した情報提供システムの導入を検討します。

《具体的な施策》

① インターネットを利用した情報の提供

本市のホームページのスポーツに関する情報の充実を図るとともに、多様化するスポーツニーズに応えるため、インターネットを利用したスポーツ情報提供システムの導入を検討します。

② スポーツ情報の一元化

スポーツ関連情報の一元化した提供を検討します。

③ スポーツ観戦情報の提供(再掲)

大規模イベントやトップアスリートが参加する大会だけでなく、市内で開催されるスポーツ大会や市内のチーム・選手などが出場する大会の情報提供を推進します。

(2) 市民によるスポーツ情報の提供

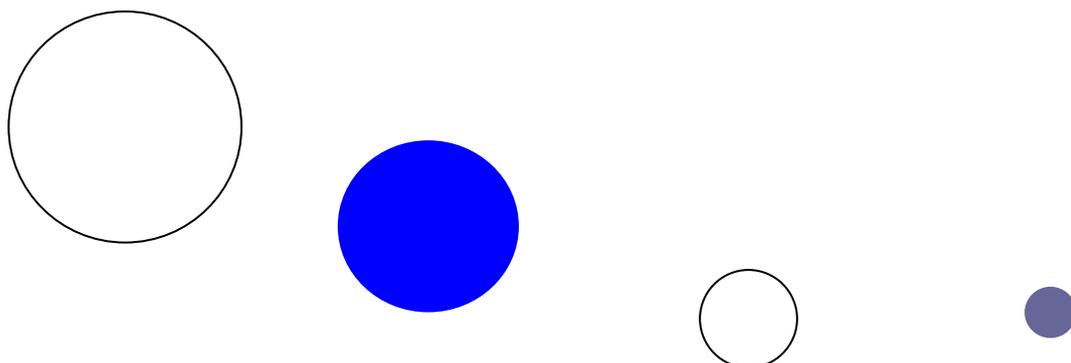
スポーツへのかかわり方として、市民自らが情報を提供できる市民参加型の情報提供を検討します。

《具体的な施策》

① 市民参加型の情報提供の検討

スポーツへのかかわり方として、情報を受け取るだけでなく、レポーター(特派員)や投稿など、市民自らが情報を提供できる市民参加型の情報提供を検討します。

また、広報あこう、回覧版、インターネットなど複数の情報提供手段で情報が提供できるよう支援します。

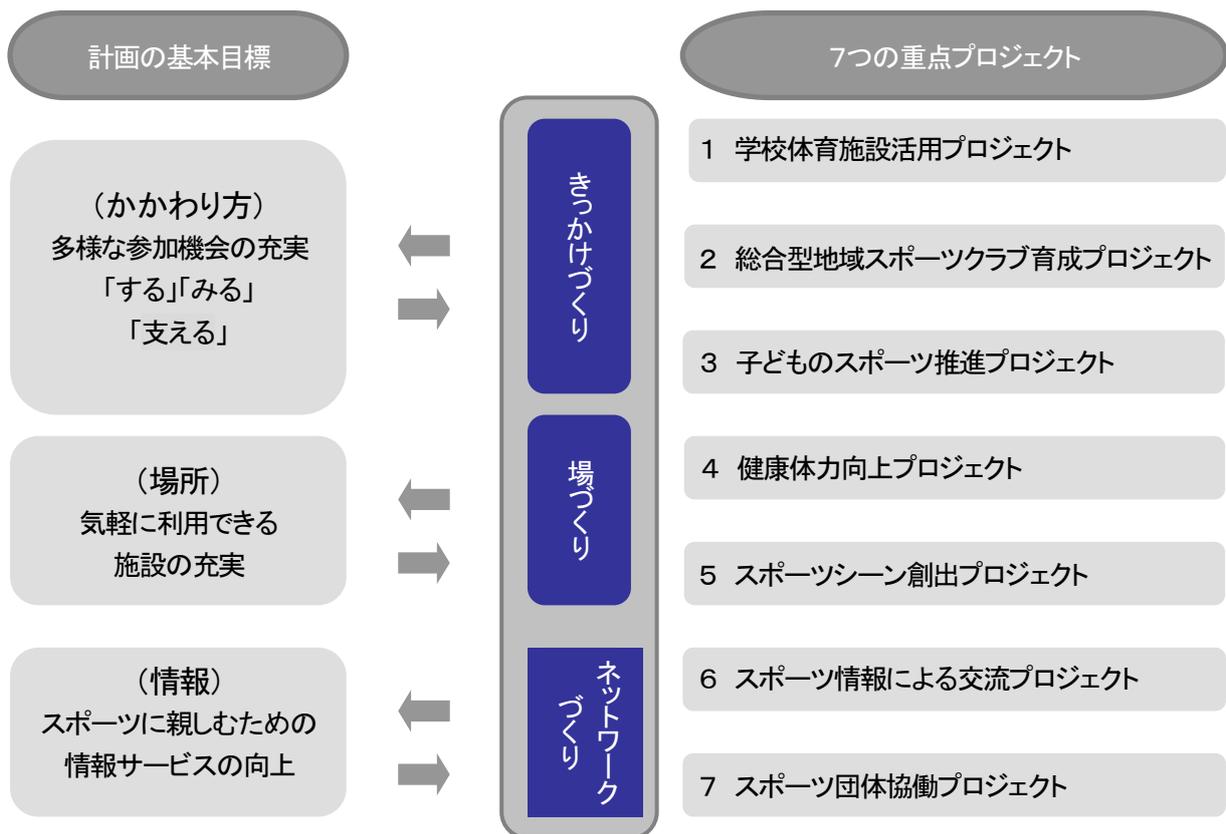


第6章 重点プロジェクト

重点プロジェクトとは、本計画の基本目標を達成するために体系化した5つの基本施策（第5章）の中から、本市として重点的に取り組む内容を掲げたものです。

本計画では、3つの基本目標を達成するため、7つの重点プロジェクトを掲げます。まず、市民のスポーツ活動の場づくりを促進するため、「学校体育施設活用プロジェクト」「総合型地域スポーツクラブ育成プロジェクト」を展開します。次に、市民がスポーツをするきっかけづくりとするため、「子どものスポーツ推進プロジェクト」「健康体力向上プロジェクト」「スポーツシーン創出プロジェクト」を展開します。さらに、市民のスポーツへの興味・関心を促進するため、ネットワークづくりとして「スポーツ情報による交流プロジェクト」を掲げるとともに、これらの施策を効果的に進めるため、「スポーツ団体協働プロジェクト」を展開します。

図表 6-1 重点プロジェクトの位置づけ



1 学校体育施設活用プロジェクト

(1) 目的

身近なスポーツ活動の場の拡大を図るとともに、より地域に開かれたスポーツ施設として学校体育施設の有効活用を促進します。

(2) 具体的な内容

① 学校体育施設運営組織の創設

学校体育施設運営組織を創設し、市内の小学校や中学校体育施設の夜間・休日などの開放事業を統括的に運営します。組織の一本化により、各学校の利用状況を一元管理することで、施設の公平・効率的な運用を図ります。また、運営経費の確保、公共スポーツ施設利用者との負担の公平性の確保から、受益者負担の原則に基づく施設利用の有料化についても検討します。

② 学校体育施設の整備及び情報提供

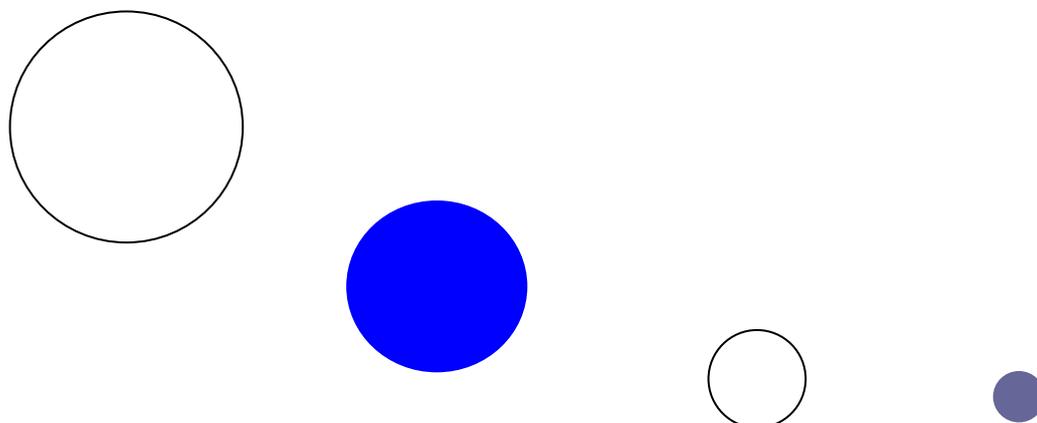
市内の小学校や中学校体育施設の設備・備品の計画的な更新に努めるとともに、ホームページ等を通じた利用状況の情報提供など、施設の利便性の向上や有効利用の促進を図ります。

③ スポーツ交流DAYの実施

スポーツによる地域住民の交流を促進するため、日ごろの学校体育施設を利用しているサークル、クラブなどを中心に、PTA、まちづくり連絡協議会などと連携し、スポーツ交流DAYとして交流イベントの開催を図ります。

(3) めざすすがた

学校のグラウンドや体育館、テニスコートなどでは、児童・生徒の活動とともに、地域の人々がスポーツを楽しんでいます。また、休日や夜間においても、学校からはスポーツを楽しむ地域の人々のにぎやかな声が聞こえてきます。学校は地域の憩いの場となっており、引き続き憩いの場としていきます。



2 総合型地域スポーツクラブ育成プロジェクト

(1) 目的

地域の特性を活かしたクラブを育成するため、既存のスポーツクラブ21を基盤に大学や企業との連携を図ったクラブ、複数の活動拠点を持つネットワーク型クラブなど、本市の様々な資源を活用しながら総合型地域スポーツクラブづくりを進めます。

(2) 具体的な内容

① 普及・啓発事業の促進

総合型地域スポーツクラブは、スポーツ活動を通して地域のスポーツ推進はもとより、地域コミュニティの活性化にも寄与することなど、総合型地域スポーツクラブ育成の趣旨や効果をPRするため、様々な普及・啓発事業を促進します。

② 学校体育施設を活用した拠点の確保・設立主体の育成

総合型地域スポーツクラブの育成にあたって、既存の学校施設開放事業の見直しを図るとともに、既存のスポーツクラブ21を主体としたスポーツ活動組織の設立支援に取り組みます。

③ 地域で支える運営体制の実現

スポーツ関係団体をはじめ、地域住民、まちづくり関係団体など、幅広い参画によるクラブの運営体制を構築します。

④ 自主運営にむけた基盤強化

設立後の健全なクラブ運営に向けて、会員確保や活動PRのための広報活動、自主財源の確保、多様なプログラムの提供、指導員の確保など、活動基盤の強化のための支援を検討します。また、市内の大学や企業などによるクラブの支援について検討します。

(3) めざすすがた

小学校や中学校を活動場所として、地域住民の手で運営されている総合型地域スポーツクラブでは、多様なスポーツが行われています。そこでは、一人ひとりが自分に合ったスポーツを楽しみながら、家族や仲間との交流を深めています。総合型地域スポーツクラブは、スポーツを核とした地域住民のふれあいの場として、引き続き地域コミュニティを育てていきます。



写真左 スポーツクラブ21 交流グラウンドゴルフ大会

3 子どものスポーツ推進プロジェクト

(1) 目的

スポーツライフを充実したものとするためには、幼児期や少年期に体を使った遊びを多く体験することが大切です。この時期に遊びやスポーツなどの運動習慣を身に付ける経験は、成人後のスポーツの日常化に大きく影響します。そのため、子どもたちのスポーツへの興味、関心、意欲を高めるとともに、体を動かすことの喜びを味わう機会と自由に遊べる環境の整備に取り組みます。

(2) 具体的な内容

① 外遊びの普及・促進(再掲)

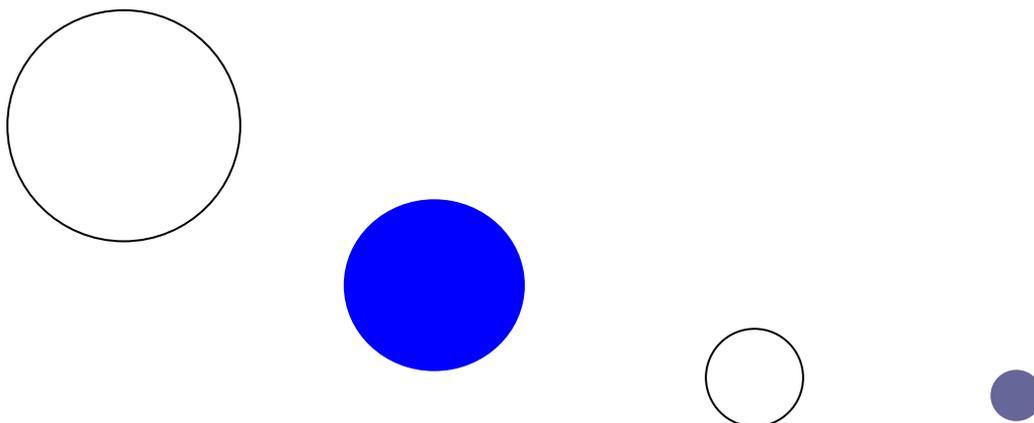
学校のグラウンドで気軽に楽しめ、「走る」「跳ぶ」「投げる」などの基礎的な運動能力を高めるスポーツを「外遊び」として奨励するとともに、「外遊び」の指導者となる人材を確保・育成します。また、「外遊び」を定着させるため、家族や仲間と気軽に参加できるイベントを実施するなど、スポーツへのきっかけとなる「外遊び」の普及・促進に努めます。

② 親子スポーツの推進

子どものスポーツへの関心や意欲は、親のスポーツ体験の有無が大きく影響しています。そのため、子どもを取り巻く生活環境や体力の状況を把握するとともに、子どものスポーツへの関心を高めるプログラムの提供に取り組みます。

(3) めざすすがた

学校では、休み時間や放課後に、子どもたちが元気にたくましく、友だちと外で遊んでいます。また、休日のグラウンドや公園では、子どもたちが外遊びを楽しむ姿や親子でスポーツを楽しむ姿を見ることができます。窓の外からは、いつもにぎやかな子どもの声が聞こえており、引き続き取り組みます。



4 健康体力向上プロジェクト

(1) 目的

好きなことを1日でも長く続けるためには、健康な体を維持することが不可欠です。そのためには、市民の一人ひとりが生活の中の行動を意識するとともに、スポーツの重要性を認識し、日常的にスポーツに親しむことが大切です。福祉部門や保健・医療機関、大学などの研究機関と連携して、市民の健康づくりの支援に取り組みます。

(2) 具体的な内容

① 健康・スポーツに関する意識の啓発

広報やインターネットを通じて、健康づくりに必要なスポーツに関する情報を提供するほか、セミナー活動の充実を図ることで、健康やスポーツへの意識を啓発するとともに、スポーツへの参加を促進します。

② 健康づくりのためのスポーツの推進

スポーツによる、疾病の一次予防や介護予防への取り組みとして、福祉部門や保健・医療機関、大学などの研究機関と連携した相談・指導体制の仕組みを検討します。また、個々の体力や運動能力に応じたプログラムやスポーツ教室の提供に努めます。

(3) めざすすがた

市民一人ひとりが、健康や体力に関心をもち、生活の一部にスポーツを取り入れ、心身ともに健康な生活を営んでいます。“今日は階段を登ってみようかな”日常生活の中の行動に運動を心がける意識が広まっており、健康体力向上を目指します。



写真上 ラジオ体操教室

写真右 赤穂トレックウォーク



5 スポーツシーン創出プロジェクト

(1) 目的

スポーツの楽しみをより多くの人と共有し、まち全体がスポーツする光景であふれる環境を整備することで、まちの魅力を高めます。

(2) 具体的な内容

① デモンストレーション・スポーツ※の実施

市民のスポーツへの関心や意欲を喚起させるとともに、スポーツの活性化を図るものとして、青少年を中心に人気の高いストリートサッカーやストリートバスケット、陸上競技などを、デモンストレーションとして、人が多く集まる中心市街地などで実施に取り組みます。

② スポーツチャレンジDAYの実施

国民の祝日などを「スポーツチャレンジDAY」として設定し、市民の公共スポーツ施設でスポーツ教室や体験型イベントを開催します。また、イベントの開催にあたっては、市体育協会やスポーツ団体との協力、連携により推進します。

③ 市民スポーツの導入

市民が気軽に親しむことができ、特に小学校や中学校で取り組みやすいスポーツを、本市が推奨する「市民スポーツ」として導入と定着を図ります。

④ コンパクトスポーツの普及・促進

フットサル※や3 on 3※はそれぞれ少人数で楽しめることから、「チームやサークルが容易に作れる」「ボールに触れる機会が増える」「施設の有効活用が図られる」などの利点があります。中心市街地などを活用したストリートイベントの開催により、魅せるスポーツとして関心を高めるとともに、様々な空間で楽しめる環境の整備に取り組みます。

(3) めざすすがた

市内のいたる所でスポーツイベントやスポーツ教室が行われ、多くの市民がスポーツを楽しんでいる光景を目にします。また、地域独自のローカルルール※のもとニュースポーツやレクリエーションが楽しまれています。そんなスポーツシーンにあふれたまちづくりを進めていきます。

※ デモンストレーション・スポーツ

高度な技術を実演して、スポーツのすばらしさと魅力を伝えます。

※ フットサル

5人制のミニサッカーのことで、ルールはサッカーに準じ、サッカーよりも小さなフィールド、小さなボールでプレーをします。年齢・性別・経験にかかわらず、誰でも手軽に参加できるスポーツとして人気があります。

※ 3 on 3

3人対3人のバスケットのことで、ストリートバスケットともいわれています。バスケットボールのコートの半分の広さ、1つのゴールでプレーが可能です。

※ ローカルルール

特定のグループ、地域で取り入れられている特別なルールで、ゲームを面白くするために独自に考案したものが多くあります。

6 スポーツ情報による交流プロジェクト

(1) 目的

スポーツをやってみたい、レベルアップを図りたい、試合相手を探している、地域のスポーツチームを知りたいなど、多様な市民のスポーツニーズに応えるため、情報提供体制を整備します。

(2) 具体的な内容

① スポーツ情報提供システムの推進

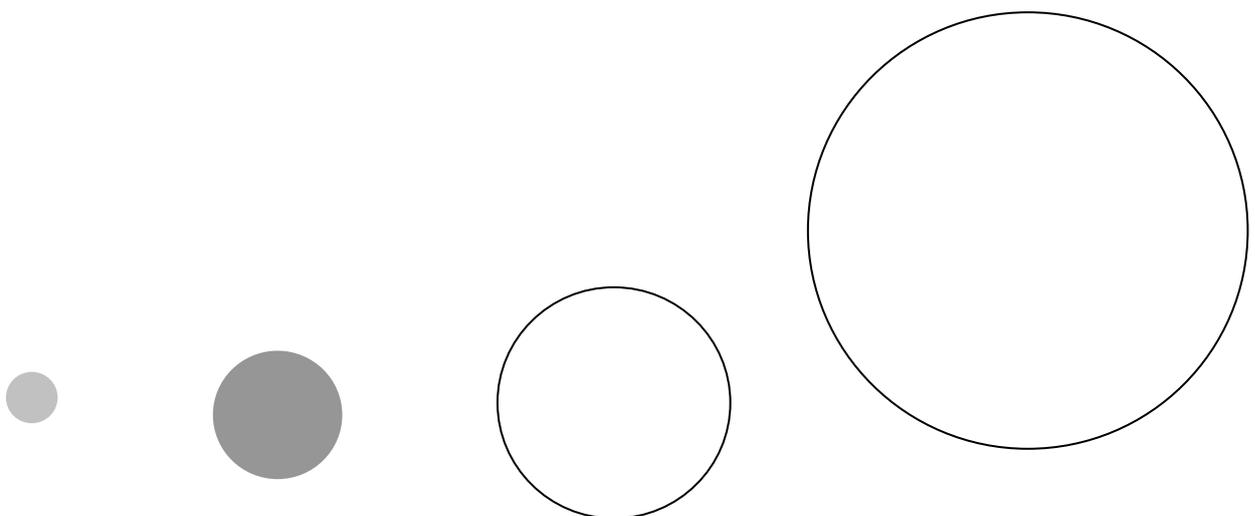
施設の利用に関することから、各種大会のPRや大会結果をはじめ、イベント、サークル活動、健康やスポーツに関する豆知識など、市民のニーズに即した幅広い情報の提供に努めるとともに、インターネットを利用した情報提供システムの導入を推進します。

② 市民による情報提供の推進

スポーツへのかかわり方として、情報を受け取るだけでなく、レポーター（特派員）や投稿など、市民自らが情報を提供できる市民参加型の情報提供を推進します。

(3) めざすすがた

豊富な情報が簡単に入手できることから、スポーツ情報の検索が日課となっています。そして、人々は手にした情報をもとに、各種スポーツイベントやスポーツ教室に出かけていきます。スポーツへの参加意欲を駆り立てるような魅力ある情報を提供していきます。



7 スポーツ団体協働プロジェクト

(1) 目的

本市の特色を活かしたスポーツのまちづくりを推進するためには、既存の市民スポーツ団体間の連携体制は欠かせません。また、市民との協働体制を築くためには、スポーツイベントに対して市民が受け手（参加者）でいるばかりでなく、支える側として積極的に関わることができる環境も必要です。スポーツ活動への新しい参加形態として、（仮称）スポーツサポーター※を組織化するとともに、市民スポーツ団体との連携体制の推進を図ります。

(2) 具体的な内容

① スポーツ団体の連携体制の促進

多様化するスポーツニーズに応え、より多くの市民のスポーツへの参加を促進するためには、スポーツ団体による効果的・効率的な連携体制が必要です。そこで、市体育協会をはじめとする市民スポーツ団体、指定管理者など、スポーツ関係者の連携を確立・強化するため、スポーツ連絡協議会の組織化に取り組みます。スポーツ連絡協議会は、スポーツイベントの開催、スポーツ団体などの試合の支援、学校体育施設を活用した地域のスポーツ活動の促進に取り組みます。

② （仮称）スポーツサポーターの組織化とスポーツ団体との連携

スポーツへのかかわり方として、スポーツボランティアという新しい参加形態が確立しつつあります。本市では、スポーツイベントへの補助的な役割としてだけでなく、スポーツシーンを創造する役割として「（仮称）スポーツサポーター」の組織化に取り組みます。また、市体育協会や市スポーツ少年団、市スポーツ推進委員会などと連携して、活動機会の確保に努めます。

③ 青少年スポーツ団体の育成強化と小学校・中学校・高等学校・大学との連携

小学校・中学校・高等学校・大学の連携によるバスケットボール実技講習の実施、剣道競技の練成大会の開催、親善野球大会の開催、その他の競技に関する推進策を通じて、競技力の向上を図ります。

(3) めざすすがた

市体育協会をはじめ、様々な市民スポーツ団体や小学校・中学校・高等学校が連携し、積極的に市民や青少年のスポーツ活動を支援しています。スポーツ連絡協議会のもと、プロ、アマチュアの垣根を越え、それぞれの組織や団体が連携・協力してスポーツを盛り上げています。また、スポーツイベント会場にはたくさんの（仮称）スポーツサポーターの姿が見られるなど、市民が多様なかかわり方を通じてスポーツを楽しんでいます。

※ スポーツサポーター

スポーツを様々な場面で支えるボランティアをいいます。

第7章 期待される役割

本計画に掲げた各施策の推進は、行政だけではなく、市民はもちろんのこと、大学・医療機関、スポーツ団体、民間企業など、多様な主体の協働があってはじめて実現できるものです。

今後は、これら関係機関や団体の役割分担のもと、協働・連携を進めていくとともに、ネットワークの形成に努め、本市のスポーツを推進していきます。

1 行政・団体

(1) 赤穂市

本計画の基本理念「健康とスポーツを新機軸としたスポーツ先進都市」を実現するため、限られた地域の資源を有効活用するとともに、スポーツ推進課を中心に庁内関係部署及び関係団体と連絡調整を密にし、協働体制による施策を展開します。

また、安全にスポーツに取り組むことができるよう、関係機関との連携のもと、感染症等の状況や予防対策等について、各種団体等への情報提供及び指導、助言に努めます。

(2) 赤穂市スポーツ推進委員会

多様なスポーツニーズに対応するため、指導者としての知識や技術の習得に努めるとともに、地域スポーツの推進役、行政と市民のパイプ役となり、日ごろスポーツをしない人への動機付けや、スポーツの楽しみ方の啓発などを通じて、本計画の施策の実現をめざします。

(3) 赤穂市体育協会等スポーツ団体

スポーツを通じた市民の健康増進と明るい市民生活の実現をめざし、スポーツ大会やスポーツ教室の開催を通じてスポーツの楽しさを提供します。

また、スポーツ情報の提供や指導者の派遣など、市民がスポーツに親しめる機会の充実を図るとともに、各種団体と連携・協力し、スポーツ人口の拡大や習慣化につながる活動を展開します。

(4) 学校園所(保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学)

幼児・児童・生徒の体力向上や運動機会を確保するため、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学の一貫指導により、学校体育とスポーツ活動の充実を図ります。また、学校体育施設を開放し、市民の身近なスポーツ活動の場の創出に協力します。

(5) PTA・まちづくり連絡協議会

子どものスポーツ環境の充実と参加意欲の高揚を図るため、学校を中心としたスポーツ行事への積極的に参加・協力します。また、参加しやすいスポーツイベントの開催や、スポーツ活動を通じた地域の防犯活動に支援します。

2 市民・関係機関

(1) 市民

健康や体力に関心をもち、スポーツ活動に積極的に取り組むこと、特に、スポーツを「する」だけでなく、「支える」活動やスポーツを通じた交流活動へ参加することが求められます。

(2) 大学・企業

施設の開放、指導者の派遣、各種団体との連携によるスポーツイベントの開催など、保有する資源（施設、人、情報など）の活用することが求められます。

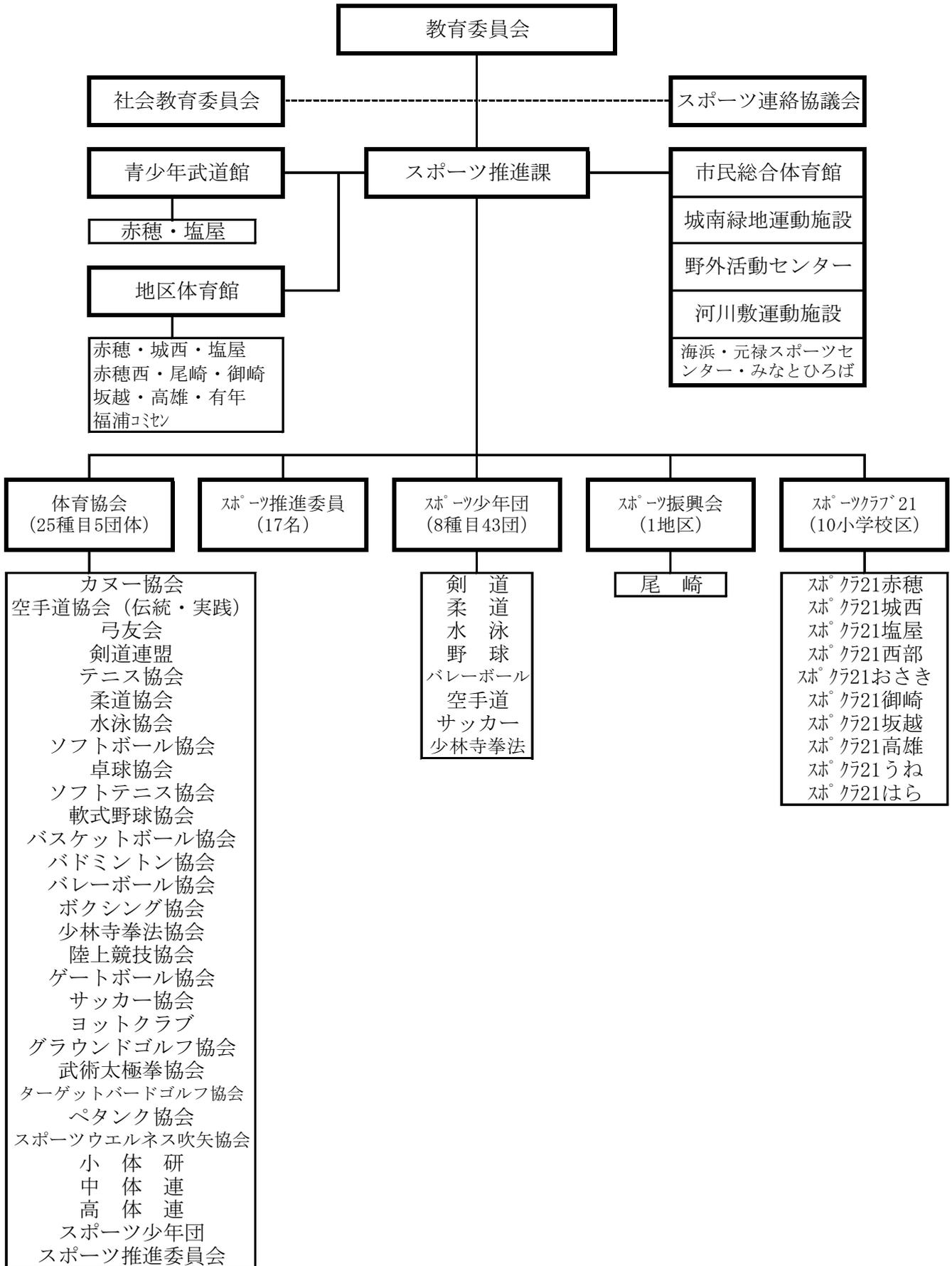
(3) 医療等機関

健康・体力づくりの一つとして、生活の中にスポーツを効果的に取り入れることにより、過度な医療に頼らない、スポーツ先進都市の実現に向けて、全ての市民が健康寿命の延伸を達成できるように各施策への協力・支援が求められます。



第9回赤穂シティマラソン大会 (2019年)

生涯スポーツ推進体系図



赤穂市体育協会加盟団体

令和2年4月1日現在

	協会名	登録者数
1	陸上競技協会	32
2	サッカー協会	467
3	卓球協会	200
4	軟式野球協会	665
5	柔道協会	68
6	水泳協会	76
7	バレーボール協会	100
8	ソフトテニス協会	40
9	バドミントン協会	12
10	テニス協会	140
11	バスケットボール協会	60
12	ソフトボール協会	165
13	弓友会	48
14	剣道連盟	85
15	空手道協会（伝統空手）	140
16	少林寺拳法協会	100
17	武術太極拳協会	100
18	ペタンク協会	30
19	ゲートボール協会	59
20	グラウンドゴルフ協会	383
21	高等学校体育連盟	1
22	中学校体育連盟	16
23	スポーツ少年団	1,024
24	スポーツ推進委員	17
25	空手道協会（実践空手）	60
26	スポーツウェルネス吹矢協会	15
27	小学校体育研究部会	20
28	ターゲットバードゴルフ協会	33
29	カヌー協会	-
30	ボクシング協会	休会中
31	ヨットクラブ	休会中
	合 計	4,156

スポーツクラブ21活動団体

令和2年4月1日現在

	団体名	会員数
1	スポーツクラブ21赤穂	74
2	スポーツクラブ21城西	205
3	スポーツクラブ21塩屋	200
4	スポーツクラブ21西部	100
5	スポーツクラブ21おさき	89
6	スポーツクラブ21御崎	106
7	スポーツクラブ21坂越	46
8	スポーツクラブ21高雄	2,231
9	スポーツクラブ21うね	123
10	スポーツクラブ21はら	179
	合 計	3,353

赤穂市スポーツ少年団登録団

令和2年11月25日現在

	団名	団員数	指導者数
1	赤穂剣道スポーツ少年団	8	2
2	赤穂剣道第2回スポーツ少年団	7	2
3	赤穂城西剣道第1回スポーツ少年団	8	2
4	赤穂城西剣道第2回スポーツ少年団	7	2
5	赤穂塩屋剣道スポーツ少年団	11	3
6	赤穂西剣道スポーツ少年団	10	2
7	尾崎剣道第1回スポーツ少年団	14	4
8	尾崎剣道第2回スポーツ少年団	14	2
9	御崎剣道スポーツ少年団	3	2
10	有年剣道スポーツ少年団	1	3
11	赤穂剣道教室第1回スポーツ少年団	6	2
12	赤穂剣道教室第2回スポーツ少年団	5	2
13	赤穂柔道スポーツ少年団	40	4
14	塩屋柔道スポーツ少年団	20	5
15	御崎尾崎空手道スポーツ少年団	14	3
16	坂越空手道スポーツ少年団	45	7
17	坂越水泳1回スポーツ少年団	8	3
18	坂越水泳2回スポーツ少年団	8	5
19	赤穂野球スポーツ少年団	21	6
20	城西野球スポーツ少年団	17	7
21	塩屋野球第1回スポーツ少年団	18	4
22	塩屋野球第2回スポーツ少年団	14	3
23	赤穂西野球スポーツ少年団	12	17
24	尾崎野球スポーツ少年団	16	13
25	御崎野球スポーツ少年団	16	11
26	坂越野球スポーツ少年団	14	6
27	高雄野球スポーツ少年団	14	18
28	有年原野球スポーツ少年団	14	9
29	赤穂ジュニアバレーボールスポーツ少年団	11	7
30	城西ジュニアバレーボールスポーツ少年団	12	2
31	塩屋少女バレーボールスポーツ少年団	15	2
32	尾崎少女バレーボールスポーツ少年団	10	2
33	御崎少女バレーボールスポーツ少年団	5	4
34	高雄少女バレーボールスポーツ少年団	19	5
35	有年原ジュニアバレーボールスポーツ少年団	16	3
36	赤穂サッカースポーツ少年団	12	2
37	塩屋サッカースポーツ少年団	34	4
38	尾崎サッカースポーツ少年団	21	2
39	御崎サッカースポーツ少年団	19	3
40	少林寺拳法赤穂第1回スポーツ少年団	14	3
41	少林寺拳法赤穂第2回スポーツ少年団	49	2
42	少林寺拳法赤穂西スポーツ少年団	10	3
43	少林寺拳法坂越スポーツ少年団	10	3
44	赤穂ミライモンスタースポーツ少年団	13	5
45	赤穂ドリームJrスポーツ少年団	13	3
	合 計	668	204

参 考 资 料

赤穂市スポーツ推進計画検討委員会設置要綱

(目 的)

第1条 市のスポーツ行政について、今後5年間を見通した目標と基本方針を定める。また、5年間に取り組むべき具体施策について示した「赤穂市スポーツ推進計画」を作成するため、赤穂市スポーツ推進計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(職 務)

第2条 検討委員会は、計画策定に係る情報を収集・分析し、素案を作成する。また、教育委員会の要請に応じて、赤穂市のスポーツ推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して、教育委員会に意見を述べるものとする。

(組 織)

第3条 検討委員会は、委員20人以内で組織する。

2 検討委員は、スポーツ推進計画に関し、広く高い見識を有する各種団体の代表者や学識経験者による市民代表のうちから教育委員会が委嘱する。

(運 営)

第4条 検討委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 検討委員の任期は、委嘱をした日から令和3年3月末日までとする。

5 補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 検討委員の会議は、委員長が招集し議長をつとめる。

(幹 事)

第6条 検討委員会に幹事を置き、赤穂市教育委員会事務局職員をもって充てる。

2 幹事は、委員会の所掌事務について委員を補佐する。

(意見聴取)

第7条 検討委員会において必要があると認めるときは、検討委員会の構成委員以外の者を会議に出席を求め、意見又は資料の提出等を求めることができる。

(庶 務)

第8条 検討委員会の庶務は、赤穂市教育委員会スポーツ推進課において処理する。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年10月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年12月3日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年11月26日から施行する。

赤穂市スポーツ推進計画検討委員会組織

(令和2年11月26日発足)

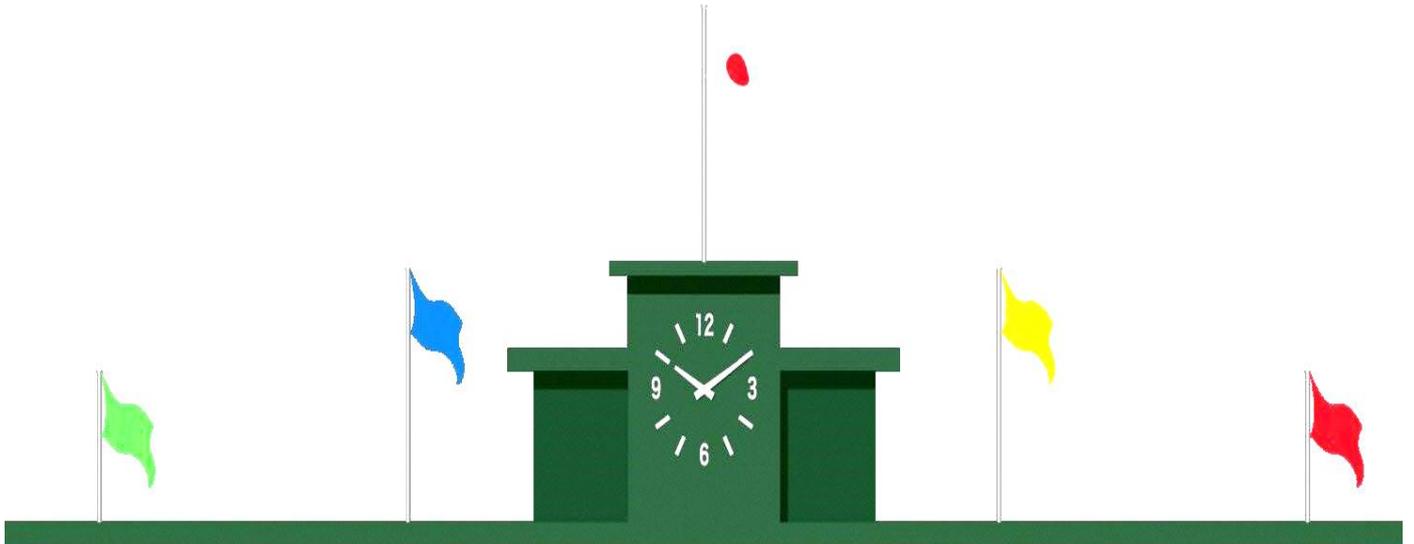
	氏名	所属団体	職等
1	大沼 勇人	関西福祉大学	教育学部講師
2	熊野 陽人	関西福祉大学	社会福祉学部講師
3	鹿島 芳明	赤穂市体育協会	会長
4	内藤 茂男	赤穂市体育協会	副会長
5	竹谷 英幸	赤穂市体育協会	副会長
6	入潮 賢和	赤穂市体育協会	副会長
7	満重 義浩	赤穂市体育協会	理事長
8	上崎 久美子	赤穂市スポーツ推進委員会	委員長
9	安原 浩一	赤穂市スポーツ少年団	本部長
10	北川 隆雄	赤穂市スポーツクラブ21連絡協議会	会長
11	清水 政幸	赤穂市自治会連合会	赤穂地区連合会長
12	福本 俊弘	赤穂市老人クラブ連合会	ヤングシニア部会部会長
13	木村 佳史	赤穂市身体障害者福祉協会	会長
14	田川 美奈子	赤穂市幼稚園	赤穂西幼稚園長
15	入江 秀史	赤穂市小学校	尾崎小学校長
16	藤本 浩士	赤穂市中学校	坂越中学校長
17	頓田 郷平	兵庫県立赤穂高等学校	教諭・野球部監督
18	中村 太亮	市民公募	

策定の経過

月 日	項 目	備 考
11月26日(木) 19:00～ 教育委員会会議室	第1回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・委員長の選出 ・スポーツ推進計画見直しの趣旨説明
12月10日(木) 19:00～ 教育委員会会議室	第2回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進計画見直しに係る説明 ・各種提言等の意見集約
12月23日(水) 19:00～ 教育委員会会議室	第3回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・各種提言等の反映・検討
12月24日(木) 14:00～ 教育委員会会議室	第12回定例教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進計画見直しに係る説明及び意見等の集約
12月25日(金) 10:00～ 本庁602会議室	第2回社会教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進計画見直しに係る説明及び意見等の集約
1月13日(水) 19:00～ 教育委員会会議室	第4回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会・社会教育委員会等における各種提言等の反映・検討 ・パブリックコメントの実施について
2月10日(水)～ 3月9日(火)	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加に関する条例に基づくパブコメの実施
3月5日(金) 19:00～ 教育委員会会議室	第5回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの意見集約 ・最終原稿の決定
3月30日(火) 10:00～ 教育委員会会議室	第3回定例教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進計画策定の報告
3月30日(火) 13:30～ 教育委員会会議室	第3回社会教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進計画策定の報告

赤穂市スポーツ推進計画 目標指標一覧

指 標	評価項目	令和元年度	令和2年度 (目標値)	令和7年度 (目標値)
第4章 週1回以上のスポーツ実施率	割 合	41.6%	50.0%	65.0%
第5章 基本施策1-(1) 市民スポーツ大会参加人数	延べ人数	16,765人	24,000人	19,000人
第5章 基本施策1-(1) 交流大会の参加チーム数	延べ チーム数	305チーム	400チーム	400チーム
第5章 基本施策1-(1) 交流大会の参加人数	延べ人数	8,181人	7,000人	8,200人
第5章 基本施策1-(2) 県大会出場チーム数	延べ チーム数	76チーム	130チーム	130チーム
第5章 基本施策1-(2) 県大会出場人数	延べ人数	700人	850人	850人
第5章 基本施策2 地域ふれあいイベント参加人数	延べ人数	0人	200人	100人
第5章 基本施策4 市内スポーツ施設利用者数	延べ人数	506,228人	721,000人	515,000人



スポーツ都市宣言

スポーツは、爽快感、達成感など精神的な充実や楽しさ、喜びをもたらしてくれるだけでなく、体力の向上や生活習慣病の予防など健康の保持増進に資するものであり、日々の生活に生きがいや潤いをもたらしてくれます。

赤穂市では、スポーツの持つ多様な意義を踏まえ、恵まれたスポーツ環境を最大限に活かしながら、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツを推進します。

また、スポーツを通じて、市民の郷土愛と連帯性を高め、「活気あふれる忠臣蔵のふるさと播州赤穂」を広く市内外に発信し、「健康とスポーツを新機軸としたスポーツ先進都市」の実現を目指すため、ここに「スポーツ都市」とすることを宣言します。

平成24年2月23日

赤穂市スポーツ推進計画（第3次）

計画期間：令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)

令和3年（2021年）3月

赤穂市教育委員会

〒678-0292 赤穂市加里屋81番地

TEL：0791-43-6869 / FAX：0791-43-6895

E-mail：sports@city.ako.lg.jp